

地方行政委員會議録第九号

(一五二)

昭和三十一年二月二十日(月曜日)
午後一時四十五分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

委員 山花秀雄君 孝一君 渡部 亮一君 青木 正君

委員 永田 亮一君 渡部 亮一君 青木 正君

委員 中井徳次郎君 青木 正君

委員 川崎 秀二君 川崎 秀二君

委員 木崎 茂男君 木崎 茂男君

委員 渡部 亮一君 渡部 亮一君

委員 丹羽 兵助君 丹羽 兵助君

委員 山中 貞則君 山中 貞則君

委員 勝間田清一君 勝間田清一君

委員 中村 高一君 中村 高一君

出席國務大臣 田田 正孝君

出席府政務次官 早川 崇君

自治府政務次官 早川 崇君

自治府政務次官 早川 崇君

自治府政務次官 早川 崇君

自治府政務次官 早川 崇君

自治府政務次官 早川 崇君

自治府政務次官 早川 崇君

自治府政務次官 早川 崇君

自治府政務次官 早川 崇君

自治府政務次官 早川 崇君

自治府政務次官 早川 崇君

自治府政務次官 早川 崇君

欠として山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

○大矢委員長 質疑がなければ、これにて質疑は打ち切りたいと存じます。

○大矢委員長 御異議なければ、これにて本案の質疑は終局いたしました。

○大矢委員長 御異議なければ、これにて本案の質疑は終局いたしました。

○大矢委員長 御異議なければ、これにて本案の質疑は終局いたしました。

○大矢委員長 御異議なければ、これにて本案の質疑は終局いたしました。

○大矢委員長 御異議なければ、これにて本案の質疑は終局いたしました。

○大矢委員長 御異議なければ、これにて本案の質疑は終局いたしました。

○大矢委員長 御異議なければ、これにて本案の質疑は終局いたしました。

○大矢委員長 御異議なければ、これにて本案の質疑は終局いたしました。

○大矢委員長 御異議なければ、これにて本案の質疑は終局いたしました。

○大矢委員長 御異議なければ、これにて本案の質疑は終局いたしました。

○大矢委員長 御異議なければ、これにて本案の質疑は終局いたしました。

○大矢委員長 御異議なければ、これにて本案の質疑は終局いたしました。

○大矢委員長 御異議なければ、これにて本案の質疑は終局いたしました。

○大矢委員長 御異議なければ、これにて本案の質疑は終局いたしました。

○大矢委員長 御異議なければ、これにて本案の質疑は終局いたしました。

○大矢委員長 御異議なければ、これにて本案の質疑は終局いたしました。

○大矢委員長 御異議なければ、これにて本案の質疑は終局いたしました。

○大矢委員長 御異議なければ、これにて本案の質疑は終局いたしました。

○大矢委員長 御異議なければ、これにて本案の質疑は終局いたしました。

○大矢委員長 御異議なければ、これにて本案の質疑は終局いたしました。

○大矢委員長 御異議なければ、これにて本案の質疑は終局いたしました。

○大矢委員長 御異議なければ、これにて本案の質疑は終局いたしました。

○大矢委員長 御異議なければ、これにて本案の質疑は終局いたしました。

○大矢委員長 御異議なければ、これにて本案の質疑は終局いたしました。

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 地方公共団体 都道府県、市町村、特別区及びこれらの組合をいう。

二 公社 日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社をいう。

三 固定資産 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百四十一条第一号に規定する固定資産に該当するものをいう。

四 土地 地方税法第三百四十一条第二号に規定する土地に該当するものをいう。

五 家屋 地方税法第三百四十一条第三号に規定する家屋に該当するものをいう。

六 償却資産 地方税法第三百四十一条第四号に規定する償却資産に該当するものをいう。ただし、公社にあつては、当該償却資産に該当するもので、日本専売公社については日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第四十三条の八第一項の財産目録に、日本国有鉄道については日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第四十条第一項の財産目録に、日本電信電話公社については日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第五十八条第一項の財産目録に登録されるべきものをいう。

(市町村に対する交付金の交付又は納付金の納付)

第二条 国又は地方公共団体は、毎年度、当該年度の初日の属する年の前年(以下「前年」という。)の三月三十一日現在において所有する固定資産で次の各号に掲げる固定資産に該当するものにつき、当該固定資産所在の市町村に対して、国有資産等所在市町村交付金(以下「市町村交付金」という。)を交付する。

一 当該固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産(次号に掲げるものを除く。)

二 国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条の国有林野に係る土地

三 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産(第一号に掲げるものを除く。)

2 公社は、毎年度、前年の三月三十一日現在において所有する固定資産(地方税法第五十二条第二号及び第七百四十条の固定資産税(以下「固定資産税」という。)を課されるべきものを除く。)につき、当該固定資産所在の市町村に

納付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案

第四十条第一項の財産目録に、日本電信電話公社については日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第五十八条第一項の財産目録に登録されるべきものをいう。

(市町村に対する交付金の交付又は納付金の納付)

第二条 国又は地方公共団体は、毎年度、当該年度の初日の属する年の前年(以下「前年」という。)の三月三十一日現在において所有する固定資産で次の各号に掲げる固定資産に該当するものにつき、当該固定資産所在の市町村に対して、国有資産等所在市町村交付金(以下「市町村交付金」という。)を交付する。

一 当該固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産(次号に掲げるものを除く。)

二 国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条の国有林野に係る土地

三 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産(第一号に掲げるものを除く。)

2 公社は、毎年度、前年の三月三十一日現在において所有する固定資産(地方税法第五十二条第二号及び第七百四十条の固定資産税(以下「固定資産税」という。)を課されるべきものを除く。)につき、当該固定資産所在の市町村に

納付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案

対して、公社有資産所在市町村納付金（以下「市町村納付金」という。）を納付する。

3 国又は地方公共団体は、第一項第一号及び第二号に掲げる固定資産のうち、次の各号に掲げるものについては、同項の規定にかかわらず、市町村交付金を交付しない。

一 皇室の用に供する固定資産
二 国家公務員のための国設宿舍に関する法律（昭和二十四年法律第百十七号）第十条の公邸及び同法第十二条の無料宿舎の用に供する固定資産

三 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条に規定する行政財産又は普通財産で同法第二十二條第一項第二号（同法第十九条又は第二十六條において準用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が保護を要する生活困難者の収容の用に供する固定資産

四 地方税法第三百四十三條第五項の土地又は農地で、国が買取し、又は収納した日から国が当該土地又は農地を他人に売り渡し、その所有権が売渡の相手方に移転する日までの間において国が所有するもの

五 国有林野法第十条第一号の部分林で地方公共団体が造林者であるものに係る土地

六 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律第百十号）第二条の

規定により使用させている固定資産

七 前各号に掲げるもののほか、地方税法第三百四十八條第二項第一号、第三号から第六号まで、第八号から第十一号まで及び第十二号に掲げる固定資産（第二号に掲げるものを除き、住宅（もつぱら人の居住の用に供する家屋をいう。以下同じ。）及び住宅の用に供する土地を除く。）

八 前各号に掲げるもののほか、これらに類する固定資産で政令で定めるもの

4 公社は、その所有する固定資産のうち、病院及び診療所の用に供するもの、直接職員の教育の用に供するもの並びに前項第一号に掲げるもの及び同項第六号に掲げる固定資産に類するもので、政令で定めるものについては、第二項の規定にかかわらず、市町村納付金を納付しない。

（交付金額又は納付金額の算定）
第三条 市町村交付金として交付すべき金額（以下「交付金額」という。）又は市町村納付金として納付すべき金額（以下「納付金額」という。）は、交付金算定標準額又は納付金算定標準額にそれぞれ百分の一・四を乗じて得た額とする。

2 前項の交付金算定標準額又は納付金算定標準額は、固定資産の価格とする。
3 国又は地方公共団体が所有する固定資産に係る前項の固定資産の価格は、それぞれ国有財産法第三

十二條第一項の台帳又は地方公共団体がその所有する財産について備える台帳（以下「国有財産台帳等」という。）に記載された当該固定資産の価格とする。ただし、国有財産法第四條第二項の各省各庁の長（以下「各省各庁の長」という。）又は地方公共団体の長が第八條又は第九條第二項の規定によつて交付金算定標準額の基礎とすべき価格を通知した固定資産（第十條第一項に規定する固定資産を除く。）については、当該通知に係る固定資産の価格とし、第十條第一項に規定する固定資産については、各省各庁の長又は地方公共団体の長が同条第二項又は第四項の規定によつて配分し、及び通知した価格とする。

4 公社が所有する固定資産に係る第二項の固定資産の価格は、自治庁長官が第十一条第一項の規定によつて配分し、及び通知した価格とする。

（交付金算定標準額又は納付金算定標準額の特例）
第四条 第二條第一項第一号に掲げる固定資産のうち住宅及び住宅の用に供する土地に係る交付金算定標準額は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の価格の、政令で定める住宅に係るものにあつては十分の二、その他の住宅に係るものにあつては十分の四の額とする。

2 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産に係る交付金算定標準額は、前条第二項の規定にかかわらず、当該固定資産を地方税法第三百四十九條の三第一項の固定資産と、当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度を同条同項の当該固定資産に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度と、前条第二項の固定資産の価格を同法同条第一項の固定資産税の課税標準となるべき価格とみなした場合において同条同項の規定により固定資産税の課税標準となるべき額の十分の五の額とする。

3 公社が所有する固定資産に係る納付金算定標準額は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の価格の十分の五の額とする。

（大規模の償却資産に係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額の特例等）
第五条 国若しくは地方公共団体又は公社は、各省各庁の長がそれぞれ管理し、又は一の地方公共団体若しくは一の公社が所有する償却資産のうち第二條の規定によつて市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付すべきもので一の市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十五條第二項の市を除く。以下本条において同じ。）町村内に所在するものに係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき価格（前条の規定の適用を受けるものにあつては、同条の規定によつて交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき額とする。以下同じ。）の合計額（一の公社が所有する償却資産にあつては、当該合計額と当

該一の公社が所有する固定資産税を課される償却資産で当該市町村内に所在するものに係る固定資産税の課税標準となるべき額（地方税法第三百四十九條の二及び第三百四十九條の三の規定によつて固定資産税の課税標準となるべき額をいう。）の合計額（以下「固定資産税の課税標準額」という。）との合算額とする。）が次の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額をこえるもの（以下「大規模の償却資産」という。）については、前二條の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる金額を交付金算定標準額又は納付金算定標準額として当該市町村に市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付するものとする。ただし、公社にあつては、次の表の下欄に掲げる金額から固定資産税の課税標準額を控除した額を納付金算定標準額として当該市町村に市町村納付金を納付するものとし、固定資産税の課税標準額が同表の下欄に掲げる金額をこえるときは、当該市町村に市町村納付金を納付することを要しないものとする。

方税法第三百四十九條の三第一項の固定資産と、当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度を同条同項の当該固定資産に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度と、前条第二項の固定資産の価格を同法同条第一項の固定資産税の課税標準となるべき価格とみなした場合において同条同項の規定により固定資産税の課税標準となるべき額の十分の五の額とする。

3 公社が所有する固定資産に係る納付金算定標準額は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の価格の十分の五の額とする。

（大規模の償却資産に係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額の特例等）
第五条 国若しくは地方公共団体又は公社は、各省各庁の長がそれぞれ管理し、又は一の地方公共団体若しくは一の公社が所有する償却資産のうち第二條の規定によつて市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付すべきもので一の市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十五條第二項の市を除く。以下本条において同じ。）町村内に所在するものに係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき価格（前条の規定の適用を受けるものにあつては、同条の規定によつて交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき額とする。以下同じ。）の合計額（一の公社が所有する償却資産にあつては、当該合計額と当

該一の公社が所有する固定資産税を課される償却資産で当該市町村内に所在するものに係る固定資産税の課税標準となるべき額（地方税法第三百四十九條の二及び第三百四十九條の三の規定によつて固定資産税の課税標準となるべき額をいう。）の合計額（以下「固定資産税の課税標準額」という。）との合算額とする。）が次の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額をこえるもの（以下「大規模の償却資産」という。）については、前二條の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる金額を交付金算定標準額又は納付金算定標準額として当該市町村に市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付するものとする。ただし、公社にあつては、次の表の下欄に掲げる金額から固定資産税の課税標準額を控除した額を納付金算定標準額として当該市町村に市町村納付金を納付するものとし、固定資産税の課税標準額が同表の下欄に掲げる金額をこえるときは、当該市町村に市町村納付金を納付することを要しないものとする。

方税法第三百四十九條の三第一項の固定資産と、当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度を同条同項の当該固定資産に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度と、前条第二項の固定資産の価格を同法同条第一項の固定資産税の課税標準となるべき価格とみなした場合において同条同項の規定により固定資産税の課税標準となるべき額の十分の五の額とする。

市町村の区	
人口五千人未満の町村	
人口五千人以上一万人未満の町	
人口一万人以上三万人未満の市	
人口三万人以上の市町村	

を増すことに二千万円を加算した
を増すことに千万円を加算した額
却資産の交付金算定標準額となる
交付金算定標準額となるべき価格
算定標準額となるべき価格と固定
円をこえるときは当該合算額の十

地方税法第三百四十九条の四第
二項から第五項までの規定は、前
項の場合について準用する。この
場合において、同法同条第二項中
「固定資産税の税収入見込額」地方
交付税法（昭和二十五年法律第二
百十一号）第十四条第二項の基準
税率をもつて算定した税収入見込
額をいう。以下本項において同様

3 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、当該各省各庁の長が管理し、又は当該地方公共団体が所有する償却資産で交付金算定標準額となるべき価格の合計額が第一項の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額をこえるものがある場合においては、前年の九月三十日までに、総理府令で定めるところにより、当該償却資産の交付金算定標準額となるべき価格の合計額その他必要な事項を自治庁長官に通知しなければならない。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

4 市町村長は、次条 第八条若しくは第九条第二項の規定によつて固定資産の価格の通知を受けた場合又は第十条第一項、第二項若しくは第四項の規定によつて固定資産の価格の配分の通知を受けた場合において当該各省庁長の長が管理し、又は当該地方公共団体が所有する償却資産についてその交付

第六條 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、当該各省各庁の長が管理し、又は当該地方公共団体が所有する固定資産のうち第二條の規定によつて市町村交付金を交付すべきものについて、總理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格その他交付金額の算定に關し必要な事項を前年の十一月三十日までに当該固定資産の所在地の市町村長に通知するものとする。た

だし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

(公社の価格の申告)

第七条 公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によつて市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在

第八条 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によつて市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格が当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知することができる。この場合においては、各省各庁の長又は地方公共団体の長は、当該通知に係る固定資産の価格の算定の根拠をあわせて通知しなければならない。

（価格の修正の申出等）

第九条 市町村長は、当該市町村内

し、又は地方公共団体が所有する固定資産で第二条の規定によつて市町村交付金を交付されるべきものについて、国有財産台帳等に価格が記載されていないものがある場合又は国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格若しくは前条の規定による通知に係る当該

2 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、前項の申出があつた場合において、その申出について正當な理由があると認めるときは、交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を当該固定資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

3 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第一項の申出があつた場

合において、その申出について正当な理由がないと認めたため、交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を通知しないときは、その旨及びその理由を当該固定資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

4 前二項の規定による通知は、おそくとも第一項の申出のあつた日

から起算して二月以内にしなければならぬ。

5 市町村長は、第一項の申出をした場合において、当該申出をした日から起算して二月以内に第二項若しくは第三項の通知がないとき、又は当該通知に係る事項について不服があるときは、自治庁長官に対してその旨を申し出ることができる。

6 自治庁長官は、前項の申出を受けた場合において、その申出について正当な理由があると認めるときは、各省各庁の長又は地方公共団体の長に対してその意見を申し出ることができる。

(一)以上の市町村にわたる固定資産の価格の配分等)

第十條 第二條第一項第一号又は第三号に掲げる固定資産のうち、船舶その他二以上の市町村にわたつて使用される償却資産又は発電、変電若しくは送電の用に供する固定資産その他二以上の市町村にわたつて所在する固定資産については、当該固定資産を管理する各省各庁の長又は当該固定資産を所有する地方公共団体の長は、総理府令で定めるところにより、当該固定資産が所在するものとされる市町村を定め、及び国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格(第八條の規定によつて交付金算定標準額の基礎とすべき価格を通知した固定資産にあつては、当該通知に係る固定資産の価格とする)を当該市町村に配分し、これを前年の十一月三十日までに当該市町村の市町村長に通知しなければ

ばならぬ。

2 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、前項の通知をした後において、前條第二項の規定により交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を通知した場合においては、前項の規定によつて配分し、及び通知した価格を修正し、これを当該市町村の市町村長に通知しなければならぬ。

3 第一項の規定によつて固定資産の価格の配分を受けるべきである認められるのかかわらず配分を受けなかつた市町村の市町村長又は同項の規定による固定資産の価格の配分に錯誤があると認める市町村長は、前年の十二月三十一日までに、当該固定資産を管理する各省各庁の長又は当該固定資産を所有する地方公共団体の長に対して、その理由をつけて、当該市町村に固定資産の価格を配分し、又は当該市町村に配分すべき固定資産の価格を修正すべきことを申し出ることができる。

4 前條第二項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同條第二項中「交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を当該固定資産の所在地の市町村長」とあるのは「当該市町村に固定資産の価格を配分し、又は当該市町村に配分すべき固定資産の価格を修正して市町村長」と、同條第三項中「交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を通知しないときは、」あるのは「当該市町村に

固定資産の価格を配分せず、又は当該市町村に配分した固定資産の価格を修正しないときは、」と読み替へるものとする。

(公社の固定資産の価格の配分)

第十一條 自治庁長官は、公社が所有する固定資産のうち第二條の規定によつて市町村納付金を納付すべきものについて、地方税法第三百八十八條第二項第二号の評価の基準並びに同項第三号の評価の実施の方法及び手続に準じて評価を行つた後、総理府令で定めるところにより、当該固定資産の価格及び当該価格に第四條第三項に定める率を乗じて得た額(以下「価格等」という)を決定し、決定した価格等を当該固定資産所在の市町村(船舶、車両その他二以上の市町村にわたつて使用される償却資産又は鉄道若しくは電気通信の用に供する固定資産その他二以上の市町村にわたつて所在する固定資産にあつては、当該償却資産又は固定資産が所在するものとして自治庁長官が決定した市町村とする)に配分し、これを毎年一月三十一日までに当該市町村の市町村長に通知するものとする。

2 自治庁長官は、前項の規定によつて固定資産の価格等を市町村に配分した場合において、当該市町村内に所在する一の公社が所有する固定資産のうち大規模の償却資産があると認めるときは、総理府令で定めるところにより、当該大規模の償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格その他必要な事項を、当該市町村を包括する都道府県の知事に通知するものとする。

3 市町村長は、第一項の規定によつて自治庁長官の価格等の配分が当該市町村に著しく不利益であると認める場合においては、自治庁長官に対して、理由をつけ、その配分の調整を申し出ることができる。

(公社に対する価格等の通知等)

第十二條 自治庁長官は、前條第一項の規定によつて、公社が所有する固定資産のうち第二條の規定によつて市町村納付金を納付すべき固定資産について価格等を決定した場合においては、遅滞なく、当該価格等を当該固定資産を所有する公社に通知しなければならぬ。

2 公社は、前條第一項の規定による価格等の決定について不服がある場合においては、前項の通知を受けた日から起算して三十日以内に自治庁長官に異議の申立をすることができる。

3 前項の規定による異議の申立に対する自治庁長官の決定は、その申立を受理した日から起算して二月以内にしなければならぬ。

4 自治庁長官は、前項の決定した場合においては遅滞なく、その旨を当該固定資産を所有する公社及び当該固定資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

(交付金の請求又は納付金の納額告知)

第十三條 市町村長は、総理府令で定めるところにより、国が所有する固定資産については当該固定資産を管理する各省各庁の長に、地方公共団体が所有する固定資産については当該固定資産を所有する地方公共団体の長に対して、毎年四月三十日までに、交付金交付請求書を送付するものとする。

2 市町村長は、総理府令で定めるところにより、公社が所有する固定資産について、当該公社に対して、毎年四月三十日までに、納付金納額告知書を送付するものとする。

3 第一項の交付金交付請求書又は前項の納付金納額告知書には、総理府令で定める様式により、それぞれ固定資産の価格、当該固定資産に係る交付金算定標準額及び交付金額又は当該固定資産に係る納付金算定標準額及び納付金額その他必要な事項を記載しなければならない。

(交付金の交付又は納付金の納付)

第十四條 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、前條第一項の交付金交付請求書の送付を受けた場合においては、毎年六月三十日までに、当該交付金交付請求書に記載された交付金額を固定資産所在の市町村に交付するものとする。

2 公社は、前條第二項の納付金納額告知書の送付を受けた場合においては、毎年五月三十一日及び十月三十一日までに、それぞれ当該納付金納額告知書に記載された納付金額の二分の一に相当する額を固定資産所在の市町村に納付するものとする。

(違法又は錯誤に係る交付金額又は納付金額の修正)

第十五条 各省各庁の長若しくは地方公共団体の長又は公社は、交付金額又は納付金額の算定について違法又は錯誤があると認める場合においては、それぞれ第十三条第一項の交付金交付請求書又は同条第二項の納付金納額告知書の送付を受けた日から起算して三十日以内に、市町村長に対して当該交付金交付請求書に記載された交付金額又は当該納付金納額告知書に記載された納付金額の修正を求めることができる。ただし、公社が第十二条第二項の規定により固定資産の価格等の決定について自治庁長官に異議の申立をしている場合にあっては、当該異議の申立について自治庁長官の決定があつた後において、市町村長に対して当該納付金納額告知書に記載された納付金額の修正を求めなければならない。

2 市町村長は、前項の求めがあつた場合において交付金額又は納付金額の算定について違法若しくは錯誤があると認めるとき、又は固定資産の価格等の決定の異議の申立について自治庁長官が当該固定資産の価格等を修正すべき旨の決定の通知をしたときは、交付金交付請求書に記載された交付金額又は納付金納額告知書に記載された納付金額を修正しなければならない。

(都道府県に対する交付金の交付又は納付金の納付)

第十六条 国又は地方公共団体は、大規模の償却資産が所在する市町村を包括する都道府県に対して、

当該大規模の償却資産に係る交付金算定標準額となるべき価格のうち第五条第一項及び第二項の規定によつて当該大規模の償却資産所在の市町村の市町村交付金の交付金算定標準額となるべき額をこえる部分の額を交付金算定標準額として国有資産等所在都道府県交付金(以下「都道府県交付金」という)を交付するものとする。

2 公社は、大規模の償却資産が所在する市町村を包括する都道府県に対して、当該大規模の償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格のうち第五条第一項及び第二項の規定によつて当該大規模の償却資産所在の市町村の市町村納付金の納付金算定標準額となるべき額をこえる部分の額(固定資産税の課税標準額が第五条第一項の表の下欄に掲げる金額をこえるため、同項ただし書の規定によるため、同項ただし書の規定により市町村に市町村納付金を納付しない場合にあつては、当該大規模の償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格とする。)を納付金算定標準額として公社有資産所在都道府県納付金(以下「都道府県納付金」という)を納付するものとする。

3 自治庁長官は、国又は地方公共団体が所有する償却資産で第一項の規定によつて都道府県に対して都道府県交付金が交付されるべきであると認められるものがある場合においては、前年の十月三十一日までに、これを指定し、その旨を当該償却資産を管理する各省各庁の長又は当該償却資産を所有する

る地方公共団体の長並びに当該償却資産の所在地の市町村長及び当該市町村を包括する都道府県の知事に通知するものとする。

4 都道府県知事は、第一項の規定によつて都道府県交付金を交付するものとされる償却資産に係る交付金算定標準額となるべき価格及び都道府県交付金に係る交付金算定標準額を、毎年一月三十一日までに、当該償却資産を管理する各省各庁の長又は当該償却資産を所有する地方公共団体の長及び当該償却資産の所在地の市町村長に、第二項の規定によつて都道府県納付金を納付されるべき償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格及び都道府県納付金に係る納付金算定標準額を、毎年二月末日までに、当該償却資産を所有する公社及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

5 第三条第一項、第六条、第八条、第九条、第十三条第一項及び第三項、第十四条第一項、前条並びに第二十条の規定は第一項の都道府県交付金の交付について、第三条第一項、第十三条第二項及び第三項、第十四条第二項、前条並びに第二十条の規定は第二項の都道府県納付金の納付について適用する。

(都の特例)

第十七条 都の特別区の存する区域内に所在する国若しくは地方公共団体又は公社の所有する固定資産について交付すべき市町村交付金又は納付すべき市町村納付金は、

都に対して交付し、又は納付するものとする。この場合においては、第六条若しくは第八条の規定による固定資産の価格の通知、第九条の規定による価格の修正の申出若しくはこれに係る通知、第十条の規定による固定資産の価格の配分の通知及びこれに係る修正の申出、第十一条の規定による固定資産の価格の配分の通知及び配分の調整の申出、第十三条の規定による市町村交付金の請求若しくは市町村納付金の納額告知又は第十五条の規定による交付金額若しくは納付金額の修正の要求は、それぞれ都知事が行い、又は都知事に対して行うものとする。

2 前項の規定によつて都に対して市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付する場合においては、第五条の規定は、適用しない。

3 都の特別区の存する区域に対する第十条第一項又は第十一条第一項の規定の適用については、これらの規定中「二以上の市町村」とあるのは、「二以上の市町村(都の特別区の存する区域にあつては、特別区の存する区域を合して一の市の区域とみなす。）」とする。

(使用料等の限度額の特例)

第十八条 地方公共団体が所有する第二条第一項第一号に掲げる固定資産の使用料等(使用料、賃付料その他何らの名義をもつてするを問はず、当該固定資産を使用する者がその使用について支払うべき金額をいう。以下同じ。)の限度額について法律の定がある場合にお

いて、当該限度額の算定の基礎に固定資産税に相当する額が加算されていないときは、地方公共団体は、当該固定資産については、当該法律の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、当該固定資産につき交付されることとなるべき市町村交付金又は都道府県交付金の交付金額に相当する額をこえない範囲内の額を当該法律に規定する使用料等の限度額に加算した額をもつて当該法律に規定する使用料等の限度額とすることができる。

(交付金の交付の特例等)

第十九条 市町村が所有する第二条第一項第一号若しくは第三号に掲げる固定資産が当該市町村の区域内に所在する場合若しくは都が所有する同条同項第一号若しくは第三号に掲げる固定資産が都の特別区の存する区域内に所在する場合又は都道府県が所有する大規模の償却資産が当該都道府県の区域内に所在する場合において、当該固定資産又は大規模の償却資産がそれぞれ当該市町村又は都道府県の特別会計に所属するものであるときは、当該市町村又は都道府県は、当該固定資産又は大規模の償却資産につき、第三条から第五条まで又は第十六条第一項の規定の例によつて算定した市町村交付金又は都道府県交付金に係る交付金額に相当する額を当該特別会計から一般会計に繰り入れることができる。

2 前項の場合においては、当該一般会計に繰り入れた額は、当該固定資産につき交付されることとなるべき市町村交付金又は都道府県

交付金の交付金額に相当する額とみなして前条の規定を適用する。
(国有財産台帳等の閲覧の請求等)

第二十条 市町村長は、交付金額の算定のため必要があると認める場合においては、各省各庁の長若しくは地方公共団体の長に対して国有財産台帳等の閲覧を求め、又は国有財産台帳等に記載された事項を記録することができる。この場合においては、各省各庁の長又は地方公共団体の長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならぬ。

2 市町村長は、納付金額の算定のため必要があると認める場合においては、自治庁長官に対して公社が第七条の規定によつて自治庁長官に申告した事項を記載した書類の閲覧を求め、又は当該書類に記載された事項を記録することができる。前項後段の規定は、この場合について準用する。

(自治庁職員等の質問等)

第二十一条 自治庁の職員で自治庁長官が指定する者は、第十一条第一項の規定による固定資産の価格等の決定又は第十二条第三項の規定による固定資産の価格等の決定に対する異議の申立の決定のため必要がある場合においては、公社に質問し、又は公社の帳簿書類の閲覧を求め、若しくは当該帳簿書類に記載された事項を記録することができる。前条第一項後段の規定は、この場合について準用する。

2 前項の場合においては、当該職員は、その身分を証明する証票を

携帯し、公社の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

(政令への委任)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、交付金額又は納付金額の算定、市町村交付金及び都道府県交付金の交付手続又は市町村納付金及び都道府県納付金の納付手続その他市町村交付金及び都道府県交付金の交付又は市町村納付金及び都道府県納付金の納付に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して、昭和三十一年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金から適用する。

(昭和三十一年度分及び昭和三十一年度分の市町村交付金及び都道府県交付金の特例)

2 昭和三十一年度分の市町村交付金及び都道府県交付金については、第五條第三項中「前年の九月三十日」とあるのは「昭和三十一年五月三十一日」と、第六條中「前年の十一月三十日」とあるのは「昭和三十一年七月三十一日」と、第九條第一項中「前年の十二月三十一日」とあるのは「昭和三十一年八月三十一日」と、第十條第一項中「前年の十一月三十日」とあるのは「昭和三十一年七月三十一日」と、同條第二項中「前年の十二月三十一日」とあるのは「昭和三十一年八月三十一日」と、第十

三條第一項中「毎年四月三十日」とあるのは「昭和三十一年十一月三十日」と、第十四條第一項中「毎年六月三十日」とあるのは「昭和三十一年十二月三十一日」と、第十六條第三項中「前年の十月三十一日」とあるのは「昭和三十一年六月三十日」と同條第四項中「毎年一月三十一日」とあるのは「昭和三十一年九月三十日」と読み替へるものとする。

3 国が所有する固定資産で第二條第一項第一号に掲げるものに係る昭和三十一年度分及び昭和三十一年度分の市町村交付金に限り、第三條から第十條まで及び第十三條から第十六條までの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、各省各庁の長が管理する当該固定資産の使用料等の総額に政令で定める率を乗じて得た額(当該額のうち第四條第一項の規定の適用を受けるものに係る部分にあつては、当該部分の額にさらに同項に規定する率を乗じて得た額とする。)を当該固定資産の価格の総額とし、これに百分の一・四を乗じて得た額をそれぞれ当該年度において交付すべき市町村交付金の総額とし、各省各庁の長は、毎年十二月三十一日までに、これを当該固定資産所在の市町村ごとの使用料等の合算額にあん分して得た額を当該市町村に対して交付するものとする。

4 前項の規定によつて市町村交付金の総額を当該固定資産所在の市町村ごとの使用料等の合算額にあん分する場合においては、当該使用料等のうち住宅及び住宅の用に供する土地に係る部分の額は、当該住宅及び住宅の用に供する土地に係る使用料等の額の十分の四の額によるものとする。

5 地方公共団体が所有する固定資産で第二條第一項第一号に掲げるものに係る昭和三十一年度及び昭和三十一年度分の市町村交付金については、本則の規定によるほか、地方公共団体の長は、規則で、附則第三項の規定の例によつて当該年度において交付すべき市町村交付金の総額を定め、毎年十二月三十一日までに、これを当該固定資産所在の市町村ごとの使用料等の合算額にあん分して得た額を当該市町村に対して交付することとができる。

6 附則第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、附則第四項中「十分の四」とあるのは、「政令で定める住宅に係るものにあつては十分の二、その他の住宅に係るものにあつては十分の四」と読み替へるものとする。

7 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、附則第三項又は第五項の規定によつて市町村交付金を交付する場合においては、総理府令で定めるところにより、当該年度分として交付すべき市町村交付金の総額及びその算定の基礎となつた使用料等の総額並びに当該市町村に係る交付金額及びその算定の基礎となつた使用料等の合算額その他必要な事項をあわせて通知するものとする。

8 市町村長は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付金額の算定について違法又は錯誤があると認めるときは、その理由をつけて、当該通知を受けた日から起算して三十日以内に、各省各庁の長又は地方公共団体の長に対して審査を申し出ることができ

9 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、前項の審査の申出があつた場合においては、その申出を受けた日から起算して三十日以内に、これを審査して、その結果を当該市町村長に通知しなければならない。

10 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、附則第七項の規定による通知をした後において、当該通知に係る交付金額の算定に違法若しくは錯誤があることを発見したとき、又は前項の規定による審査の結果交付金額の算定に違法若しくは錯誤があることを発見したときは、すでに交付した交付金額に増額し、又はこれから減額すべき額に相当する額を翌年度において交付すべき交付金額に加え、又はこれから減額するものとする。

11 附則第三項から前項までに規定するもののほか、国又は地方公共団体が所有する固定資産で第二條第一項第一号に掲げるものに係る昭和三十一年度分及び昭和三十一年度分の市町村交付金の交付並びに前項の規定により違法又は錯誤に係る金額を昭和三十三年度において交付すべき交付金額に加え、又はこれから減額する場合におけ

る昭和三十三年度分の市町村交付金の交付に必要経費措置は、政令で定める。

(昭和三十一年度分の市町村納付金及び都道府県納付金の特例)

12 昭和三十一年度分の市町村納付金及び都道府県納付金について

は、第四條第三項中「十分の五」とあるのは「十分の二・五」と、第七條中「前年の十一月三十日」とあるのは「昭和三十一年八月三十一日」と、第十一條第一項中「毎年一月三十一日」とあるのは「昭和三十一年十一月三十日」と、第十三條第二項中「毎年四月三十日」とあるのは「昭和三十一年三月三十一日」と、第十四條第二項中「毎年五月三十一日及び十月三十一日」とあるのは「昭和三十一年二月末日」と、第十六條第四項中「毎年二月末日」とあるのは「昭和三十一年十二月三十一日」と読み替へるものとする。

(国有林野に係る特例)

13 当分の間、国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の規定による国有林野事業特別会計において、第二條第一項第二号の土地につき第三條第一項の規定によつて算定した交付金額の財源に不足を生ずる場合における交付金額の算定については、同項の規定にかかわらず、政令で特例を定めることができる。

(市町村法定外普通税の経過措置)

14 この法律の施行の際、国又は地方公共団体が所有する固定資産の使用について市町村が地方税法第五條第三項の規定による普通税

(自治庁設置法の一部改正)

15 自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一号中「及び地方道路路權手続」を「、地方道路路權手続及び国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在市町村納付金、公社有資産等所在市町村納付金及び公社有資産等所在市町村納付金」に改める。

第十三條第一号中「地方税」の下に「、入場費、入場税、地方道路路權手続及び国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在市町村納付金、公社有資産等所在市町村納付金及び公社有資産等所在市町村納付金」を加え、同條第十一号中「及びその他の法律」を「、国有資産等所在市町村交付金及び納付

金に関する法律(昭和三十一年法律第一号)その他の法律」に、「及び地方道路路權手続」を「、地方道路路權手続及び国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在市町村納付金、公社有資産等所在市町村納付金及び公社有資産等所在市町村納付金」に改める。

○早川政府委員 ただいま議題に供されました国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案につきましては、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

この法律案は、国または地方公共団体が、その所有する固定資産のうち貸付け資産、国有林野及び発電施設について国有資産等所在市町村交付金を、また日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社のいわゆる三公社がその所有する固定資産のうち固定資産税を課せられないものについて公社有資産等所在市町村納付金を、それぞれ当該固定資産所在の市町村に対して交付し、または納付することとする制度を創設しようとするものであります。

御承知のように、現行の地方税制のもとにおきましては、国及び地方公共団体の所有する固定資産に対しては全面的に固定資産税が課せられず、また三公社の所有する固定資産のうちほとんどその大部分を占める直接その本来の事業の用に供するものについては、固定資産税が課せられておらないのであります。しかしながら、これらの固定資産といえども当該資産所在の市町村の消防、道路、その他の施設から受益していることは、現に固定資産税の課せられている他の固定資産と同様であり、一面には自主財源の

増強を必要としている地方財政の現況にかんがみ、他面には、他の同種の固定資産との間に負担の均衡を保持していく必要があることにかんがみ、これらの資産についても当該資産所在の市町村に対し、相当の負担を求めるといたしますことはやむを得ないところと考えるのであります。

しかしながら、国や他の地方公共団体と市町村との関係を考慮いたしますならば、直ちに固定資産課税の形式をとることもいがかと思われ、また、固定資産税に準じて計算した額を国等から資産所在の市町村に対し交付金として交付することにするのが適当であると考えたのであります。三公社につきましても、その沿革及び現在の性格等から国の場合に準ずることとしたのであります。また、多少公租公課のにおいを強めるため、交付金の用語によらないで、納付金と称することとしたのであります。

これらの問題につきましては、すでに旧地方制度調査会及び臨時税制調査会から国または地方公共団体が所有する固定資産について納付金制度を創設しあるいは三公社の所有する固定資産に対し、全面的に固定資産税を課すべき旨答申されておりますので、その答申の趣旨を尊重し、以上申し述べました考え方に立脚して、この制度を創設することとしたのであります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。

次にこの法律案の内容について概略御説明いたします。

この法律案の内容は、前にも申しましたように、国または地方公共団体の所有する固定資産にかかわる国有資産

等所在市町村交付金及び都道府県交付金と、公社が所有する固定資産にかかわる公社有資産等所在市町村納付金及び都道府県納付金に大別されます。

まず第一に、国有資産等所在市町村交付金は、国または、地方公共団体が、その所有する固定資産のうち公用または公共用に供していない資産で、一、当該国または地方公共団体以外のもので使用されている固定資産、二、国有林野に係る土地、三、発電所、変電所または送電施設の用に供する固定資産にすぎまして、当該固定資産の交付金算定標準額に百分の一・四を乗じて得た額を交付金額として当該固定資産所在の市町村に交付するものであります。その収入見込額は昭和三十一年度におきましては、十一億二千八百百万円であり、

交付金算定標準額は固定資産の価格によることとし、その固定資産の価格は、原則として、国有財産台帳または地方公共団体の財産台帳に記載された価格によるものとしたのであります。しかしこの台帳価格が当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものにかかわる固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なる場合におきましては、当該固定資産を管理する各省各庁の長または地方公共団体の長にあっては、台帳価格と異なる価格を資産所在の市町村長に交付金算定標準額の基礎とすべき価格として通知することができ、また、資産所在の市町村長にあっては、各省各庁の長または地方公共団体の長に交付金算定標準額と異なる価格を交付金算定標準額の基礎とすべき価格として通知すべき旨を申し出ることがで

きることとしております。

なお、住宅用の土地及び家屋につきましては住宅建設に対する国の補助政策をも考慮して右の価格の十分の四（政令で定める住宅については十分の二）の額とし、発電所、変電所または送電施設の用に供する固定資産につきましては、固定資産税を課される同種の固定資産との均衡及び公営発電事業における多目的ダムの特種性等にかんがみまして、固定資産税において設けられている課税標準の特例措置と同様の方法によって算定した額の二分の一の額とすることとしたのであります。乗率の百分の一・四は固定資産税の標準税率として定められている率によっております。

なお、国が所有する固定資産のうち他に使用させているものにかかわる昭和三十一年度及び昭和三十一年度分の交付金額の計算につきましては、これらの国有資産についての再評価が、いまだ実施されていない事実等にかんがみ若干の特例措置を定めております。

次に、公社有資産所在市町村納付金は、三公社がその所有する固定資産のうち固定資産税を課せられないものにつきまして納付金算定標準額に百分の一・四を乗じて得た額を納付金額として当該固定資産所在の市町村に対して納付するものであります。この収入見込額は、昭和三十一年度においては、四十六億四千四百万円、平年度においては、九十二億八千八百万円であり

ます。

納付金額の算定の基礎となる価格は、固定資産の価格によることとしたのであります。その固定資産の価格は、自治庁長官が、固定資産評価基準

に準じて評価を行なつて決定した価格を総理府令で定めるところによつて関係市町村に配分したものであることといたしてあります。

納付金算定標準額は、公社がその公共的性格からあえて非採算路線を建設維持している等の事情もありまして、かつ、負担の急激な増高は緩和する必要もありまして、当該価格の初年度四分の一、平年度二分の一の額をとることとしてあります。

乗率の百分の一・四は交付金の場合と同様に固定資産税の標準税率として定められている率によつていのである

ります。

なお各省各庁の長が管理し、または一つの地方公共団体若しくは一つの公社が所有する償却資産で地方税法における大規模の償却資産に相当するものにつきましては、固定資産税における大規模の償却資産の特例に準じ、一定限度を越える額につきましては、当該市町村を包括する都道府県に国有資産等所在都道府県交付金を交付し、または都道府県納付金を納付することといたしてあります。

さらに、交付金の交付方法または納付金の納付方法につきましては、市町村が交付金額または納付金額を算定し、これを記載した交付金交付請求書または納付金納額告知書を各省各庁の長もしくは地方公共団体の長に、または公社に送付して交付金の交付または納付金の納付を求めるといたしてあります。

以上が国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案の提案の理由及び内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに本法律案の

成立をみますようお願いいたします次第であります。

○大矢委員長 本日は説明聴取にとどめ、質疑は後日に譲りたいと思ひます。

○大矢委員長 これより国体開催の地方財政に及ぼす影響について参考人より意見を聴取いたします。

本日御出席を願ひました参考人は、諸君の手元に配付いたしました名簿の方でございまして、参考人の皆さんに一言ごあいさつ申し上げます。本日は御多忙のところ本委員会のために御出席下さいましてありがとうございます。委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。

なお参考のために申し上げますが、まず参考人の方々によりごく簡潔にそれぞれ御説明を願ひ、その後委員の諸君より質疑を行うことにいたしたいと思ひます。

それでは日本体育協会専務理事東俊郎さん。

○東参考人 国民体育大会は昭和二十一年から毎年行われまして、去年第十回を終りまして、本年第十一回を兵庫県でいたすことになっております。最初は関西で行いましたが、その後石川県になりまして、この間国家の方から大体四十万円の補助金をいただきまして、それを主催者としての体育協会が、地方の国体の運営並びに中央におけるその準備、運営の費用に充てて参つたのであります。ちょうど石川県で第二回をやりましたときに、そのあと各県で国体開催の要望が非常にありまして、各県が自分の方でやりたいということである一つの競争の状態に

なりました。それで体育協会といたしましては、各県の実情を調査いたしまして、その次の回、その次の回をきめるようにして参つたのであります。その回を重ねるに従つて、その開催希望県が多くなりまして、遂にブロック別にやるということで九ブロックをきめました。それが第九回の北海道をもつて一回りしたのであります。その前からさらに地方持ち回りをやるべきであるという全体的な地方の御意見をきまして、第十回以後はこれを六ブロックに分けまして、そのブロック間で調整していただいて開催希望県をきめる、そういうふうな申し合せになりました。一昨年から第十回以後の開催県をきめたわけでありまして、今日まで各県の要望が強く、すでに第十回から十六回まで、つまり六地方ブロックが全部自分の方でやりたいということ

を地方のブロック会議においてきめられまして、予算書その他計画書を提出されまして、国民体育大会の委員会というのがございまして、これは各県から代表者が一人ずつ出ております。それと三十二の競技団体の代表者と集まりまして、そこでいろいろ審議いたしまして、適当な県をきめる。すでに第十六回まで、一応体育協会側としてはやれるならそこでやりたいということ

を昨年内定いたしておる次第でございまして、昨年の九月に自治庁の方から地方財政の赤字解消の問題にからみまして、この国民体育大会が地方財政に非常に負担をかけるということで、これは一応地方財政が建て直るまでは見合せたらどうかという川島自治庁長官のお話がありました。それにつき

まして私たちは、すでに各県の方においてこういうふうなことも勘案して、自分の方でやりたいことをきめておる。この際われわれが地方財政の赤字というものを十分に考えまして、なおかつ各県の負担能力があるならば、やはりこの線を私たちとしては持つていきたい。地方持ち回りの意義というものを私たちは非常に大きく買っておりますので、これを続行していきたいというのを申し上げました。

そこで十月に自治庁長官と時の文部大臣と厚生大臣と私たちとが集まりまして、いかにすれば地方持ち回りが可能であるか、果して地方持ち回りをやるののいいかどうかということを徹底的にお話し合いをいたしまして、その結論をいたしまして、当時新聞紙上にも伝わりました申し合せ事項をきめたのであります。それで地方持ち回りはやはり原則としてやる方がいい。しかしながら地方の財政というものを勘案して、十分財政的にこの影響を練つて、そうして負担能力ありと認めたところならやらずということでもう一べん検討する。ただし兵庫県と静岡県はすでに準備も進んでおる、従つてここでは今直ちにやめるといふことよりも、これは既定方針通りやらしたらい

い。富山県以降につきましては、もう一べん計画を検討して、文部省と自治庁と十分折衝せられてやる。原則として地方持ち回りは第十六回までは、六ブロックできめただけはやっていこうというふうなことになるのであります。その後本年一月になりまして、閣議で地方持ち回りは現在の状態においては無理である、兵庫県はもうきまつており、すでに準備も進んでおるか

ら、兵庫県はやるとして、静岡以降はこれを取りやめたらよい、こういうようなお話になったので、私たちといましては、すでに静岡は十月のときの申し合せで大体やるということきめて、地元もその線に進んでおります、すでに七割以上の施設はできておる、すでに実際のこの具体的開催準備に入っておる、従って静岡まではそのときの申し合せもあるのだから、これは私たちとしてはやりたい、それ以降についてはあのときの申し合せ通り、もう一度この予算について十分な審議をいたしまして、できるものならその既定の方針でやっていきたい、こういうふうな考え方で現在おるわけなのであります。問題となる地方財政の点につきましては、もちろんこれは地方財政の方に十分な責任もありまして、またお考えもあることと存じます。私たちといましては、できるだけ現在の事情から考えまして、財政上の負担をかけるのでこの問題が解決するような工合にその計画書をさらに検討いたしまして、むだな施設あるいは将来あまり利用価値のないような施設、無理にこしらえなければならぬような施設はこれを取りやめて、現在の施設、それを幾分か拡充するなり、あるいは将来その地方において十分に活用できるようなもの、たとえば学校の施設とか、あるいは地方公共団体の施設、こういうふうなものを十分活用いたしまして、各競技団体とも互いに自粛して、この国民体育大会を続行していきたい。そして地方でやることによりまして、地方で初めてこういうふうな正しい競技を見る機会を与えたい、これは、将来その地方の人々

にスポーツというものを理解させ、また身近かに見させてスポーツを行う機会を与える、こういうふうな意味で、また一方国民体育大会というものは、国民的、全国的な行事で、そういうことがなければほとんど何もこない地方に与えますことは、全体的、精神的の面からいいたしても、また健民運動と申しますか、その地方のスポーツ振興に対しても非常にいい影響を与える。これは今日まで十回の経験で私たちは十分信じておりますので、この際地方持ち回りということ、これを地方財政にとらみ合せて可能な限りにおいて行うということ、切に念願しておるわけでありまして、

大体そういうふうな事情で今日参っておりますので、この委員会でお取り上げ下さいましたに付きましては、十分一御審議下さいまして、地方財政の今後の再検討、そして並行して国民体育、スポーツの振興とが達成いたされましますように御審議願えれば非常に幸いと存じます。

○亀山委員 全参考人の御意見を逐次伺うべきだと思いますが、たまたまその結論を東参考人からお話がありまして、質問をしつつ、いろいろ御意見を伺いたいと思ひます。国民体育大会が国民の団結と独立の精神を大いに振興して、愛国の情熱を振起しておるという事は、たゞいま拝見いたしました体育協会のパンフレットでもよくわかることであるが、その体育大会がすでに昭和二十一年から十回の回を重ねて今後とも大いに各地方に持ち回りをせられようという折から、たまたま地方財政の窮迫のために先般、昨年十月十二日の申し合せとなつたと思うのでござりますが、その申し合せの点につきましては一応自治庁当局からどういふ御趣旨なのかはつきりとお伺いしたいと思ひます。もしおわかりにならないければ大体のお考えでもけっこうであります、一つお伺いしたいと思ひます。

○後藤政府委員 お答えいたします。昨年の秋の申し合せにつきましては先ほど東先生からおっしゃいましたような経緯でもって、昨年度の状況におきまして地方財政の観点からいろいろお願いをいたしまして、ああいう申し合せになったのでありまして、おっしゃいましたことは大体私も承知いたしております。

○亀山委員 あの申し合せを読んでも、まず、「国体の成果が国民に浸透しつつある実績から今まで通り毎年開くことにし地方財政との調和をはかるため次の通り申し合せた。一、国体は従来通り毎年実施する。二、開催場所は当分の間地方持ち回りとする。三、開催地は財政負担能力を考慮するが、三十二年度までは既定方針通りとするが、三十三年度以降はさらに実施計画を検討の上最終決定する。四、経費節約を主眼とし、種目、設備について再検討する。五、国庫補助を増額する。」と右申し合せに出席された方々は松村文部大臣、川島自治庁長官及び川崎厚生大臣、これに体育協会の本日の東参考人及び田畑参考人等がござりますが、それをさらにこの一月に交えられたというの、今後政府委員は、その当時の地方財政によるということでございますが、現在の地方財政からお考えになりますか、どうこの申し合せをお考えになりますか、一応お伺いしたい。

○後藤政府委員 昨年の年度半ばの状況でありましたれば、私は財源のある程度豊富な団体におきましては赤字が出ないのではないかと見通しは、ある程度持っておったのであります。ところが現実には昨年の終りになって参りますと、われわれが相当財源があると思つておりました団体においてすら、赤字を出さざるを得ないような状況になって参りましたので、客観情勢が非常に変わってきたということが言えるかと思ひます。具体的な例をあげますと、静岡県の場合にいたしまして、昨年度の当初におきましては私は赤字がでない、こう考えておったのであります。従来出ておりました二十九年度の決算を見ましても大した実質的な赤字はありませんでした、私はこれは三十年代において返せると考えておったのであります。ところがその後の経過を見ますと、現在の状況から見ますれば、相当の赤字が出そうだとおることになってくるのではないかと考えております。それからたとえば大阪にいたしまして、備前、備前、備前、財政力のある団体がすでに赤字の方に転じて参る可能性があるものであります。大阪は警察が動きました関係上非常に苦しくなつて参ります。福岡も災害その他の関係からことしも赤字を出さないうように努力しておりますが、少しくらい赤字が出はしないか、かような心配をいたしておりました、私もさういふことは、地方の持ち回りが絶対にかかぬという立場はとりたくないし、またさういふ立場ではないのでありますから、やることはやってもよろしいが、しばらく休んでもらいたいたいというふうに考えておったのであります。

その際に多少富裕な団体におきましては可能性があるのではないかと申すに考へておりましたが、それが今申しましたような状況でもって、全体的に財政が苦しくなつてきたところから、本年度は当分休んでいただくようをお願いしたい、こういうふうな希望を持っておったのであります。

○亀山委員 たゞいま後藤政府委員の御説明で大体は了承いたしました、最後に田畑自治庁長官からこの問題に関するはつきりした御見解をあとでお伺いいたします。

そこで東参考人もしくは田畑参考人どちらでもけっこうですが、国民体育大会の地方持ち回りの意義及びこれがどのくらい一般国民に非常にいい影響を与えているかという問題を、一つ拝聴したいと思ひます。

○東参考人 今地方持ち回りの意義についてお尋ねがございましたが、これは数字でどうこうというふうにはつきりしたことは申し上げられない性質のものだらうと存じますが、私たちが考へておりますのは、地方でこれを行うという事は、一つはさうでなくとも現在のところ学校施設にしろ地方の体育というものの関係する施設は非常に貧弱である、そのためにスポーツあるいは体育運動を行いたいという人々が、十分な施設がないために行えない、さういふふうな現状にかんがみまして、地方に少しでも体育施設を残したい、それを機会に学校の運動場あるいは体育館というものが補修され、改修されあるいは一部拡張される、さうしてその後それが学生生徒に十分に使われるというふうな一つのきっかけを作りたい

い、こういうふうなことが一つの念願であります。もう一つはスポーツあるいは体育を行います場合に、指導者というものが非常に必要である。正しく体育的にスポーツあるいは運動を取り上げる場合に、やはり正しい指導者が必要ならばその効果はなかなか上らない、また精神的の指導もできない、こういうふうな意味で地方に体育指導者あるいは体育を率先してやる人々を少しでも多く作りたい、このためには地方へ持つていきまして、その機会にそういうふうな人々を養成するために講習をいたしまして、審判なりあるいはその他の技術の指導者を養成する、その人ともとをその土地へ植えていくということが将来の日本のスポーツ振興に非常に役立つ、こういうふうなつもりで地方持ち回りを考えたのであります。もう一つは東京でこれを毎年やるといたしますと、東京の人々は競技にいたしまして最高度のものしか興味を持たない。国民体育大会はむしろ国民大衆全体の層を目当てにやっておりますので、必ずしも選手権のような内容のものではないです。むしろ大衆的な運動でございまして、しかしながらやっておる形は競技でありまして、そういうふうな意味で、もしも東京で毎年やりますと、そういう競技は東京の人には見なくてもいい非常に恵まれた環境にあるのであります。それでむしろ恵まれない環境、そして非常に貧弱であり、やろうと思ってもその施設がなかったところに、これを機会にということの方がいいのではないか、こういうつもりで第二回以後地方持ち回り、そしてそれは地方に施設を植え付けるといふことを大きく掲げてやっ

てきたのであります。そういうふうな意味で私たちは地方へ持ち回りまして、施設並びに人的資材を全国に植え付けるといふこと。もう一つは地方でやりますと、その地方々々の体育行政の面から言いますと、これをきつかけに地方民に――それは昨年神奈川でもやりましたような全県民運動を企画する、あるいはそのほかの県におきましてもこれを機会に健康保険の面でいろいろな催しをやる、これを全面的な一つの催しにつけ加えるということ運動の推進をしておられる、こういうふうなことが一体になりまして行われるというところは、地方持ち回りの場合に非常にやりやすいし、また効果的である。地方でこういうことをやりますと、普通一般には自分たちの届かないところ、こういうスポーツがあると思つておられた村の青年あるいは工場の労働者が、これを機会に非常に身近に考えてやつていく、これは現に各競技団体でそういう実例を持っております。そういうふうな意味で、すべてそういう精神なり運動を植えていくという意味におきまして、この地方持ち回りが非常に私は有効な効果をあげておる、こういうふうな考えております。

○亀山委員 ただいまいい方面のお話でありましたが、私も耳にいたしますのは、どうも国民体育大会は金がかかり過ぎるという非難が第一点。それから第二点は、国民は今非常に貧乏にいて、その日の生活に追われておるのに、スポーツ人のみが遊びごとをしておるのではないかとこの感じを与えておるということが第二点、それから第三は、せっかく国民体育大会で施設ができて、その使用したあとの管理問題があまりよくない。ことにあれだけの莫大な費用をかけて作った競技場が、あくびをしておるという現状だからむだではないか、こういうような非難があるのであります。これにつきまして、東参事人もしくは田畑参事人、いずれからでも一つお答えを願いたい。

○東参事人 今の国が困つておる、人民が貧乏しておる、それにこういうことをやるのはどうかというところをございまして、私たちが考えたこととしては、決してせたいくなくことを望んでおるのじゃない。国民はすべてやはり学問もしくちやならぬ、食事もしなくちやならぬ、住うことも住わなくちやならぬ、働くことも働かなくちやならぬ。しかし根底に横たわつておるところの国民の健康というものを考えますときに、たとい幾ら貧乏しておつても、その耐えられる範囲において、スポーツ振興ということとは当然行つべきものではないか。私たちスポーツに關係しております者は、そういうふうな意味合いで、その貧乏に應じたスポーツの奨励ということをやつていきたい。そういうふうなつもりで、国民体育大会もできるだけ質素にやつていきたいということを考えております。最初はいろいろな点で非常に勃興してくるようなつもりで、はでにもなつて参りましたし、われわれから見まして、行き過ぎたという点もありませんが、一昨年あたりから、そういう点につきましては、十分私たちも注意しております。まだ行き届かない点もありますが、こういうことにつきましては十分今後も心がけていき

い、こういうふうな思ひます。それからこれが単なる一部の人間の遊びではないか。これはスポーツ全般にわたつて、たえず聞く批判であります。そういう批判をなくしたいために地方持ち回りをやつて、そしてことに市町村単位で予選をやりまして、それから漸次全県下の予選をやつて選手を選ぶ。つまり選手になるものは一部分の選ばれたものかもしれないけれども、それを選ぶ層というものは、普通の競技団体が普通の選手権大会でやるものとは違つて、市町村単位でやるものではない、また教員は教員の組でやつてもらいたい、一般社会人は一般社会人の組でやつてもらいたい。大學生は、これははかに機会がありますので、国民体育大会には大學生として出ないといふことを考えてやつております。できるだけ広く層を広めたい。そういうふうなつもりでやつておりました。一部の者のなぐさみでなくして、国民全体のなぐさみである。こういうふうな方針を、私たちは持つておりますし、将来強く持つていききたい、こういうふうな思つております。

なお施設のことでございますが、確かに施設のうちには、今までの施設で膨大過ぎて、あと管理上もあましておるといふところはございます。私たちも十分それは存じております。しかしその施設でございまして、これは結局いけばその県が国体を開催する場合に、当然将来その施設がその県の地元において有用に使用得るといふ確信のもとに、これをやられたものではなからうか。それがいろいろな關係で膨大になつていったということが二、三考

えられるのであります。私たちがいたしましては、計画のときに、その国民体育大会をやるときにできた施設は、将来のその地元の体育施設として、あるいはほかの文化活動の拠点として、それが十分に管理され運営されることを望んでおるのであります。今後この点につきましては十分考えて、そういうふうな将来遊休な、あるいはペン草のはえるような、そういうふうな膨大な、もてあますような施設は作りたくない。そういうものがなくては、競技団体はその地方に当てはまつた状況のもとにやつていききたい。競技団体の方が自衛いたしまして、それを十分に生かしていききたい、こういうふうなつもりでおります。これは管理の問題でありまして、県の方も、今後やられる県としては、その後の管理については十分考えていただきたいといふことを再三申し上げる次第であります。

○大矢委員 亀山君に申しませんが、一応参事人の意見を聴取したあとでそれそれ皆さんからあると思ひます。……

○亀山委員 それはけっこうだと思ひますが、大体は今の東参事人の御説を中心にして、各参事人にお伺ひしたい。特に神奈川、京都、大阪及び横浜市の助役には、昨年の御体験から、いろいろ御質問申し上げたいと思ひます。お許し願ひしたいと思います。

○大矢委員 まあ、一べん全部やつて……

○亀山委員 大体趣旨は同じなんです。それをこつちから聞きながらやれば、あとで私が質問するのを省略しますし、簡単にやりますから……今の

東参考人のお話、大体わかりました
が、これにつけ加えていただくという
意味で、ことに水泳の方に多年功績あ
られます田畑参考人から、そういう方
面からのこの問題に対する御所見をお
伺いしたいと思ひます。

○田畑参考人 一つ今のこの全く補
足でありますけれども、東京でやっ
たらいじやないかということ、これは
一応外から見えておる者は、そういうふ
うにお感じになることはもつともだ
と思うのでありますけれども、今の日本
におきまして、東京でやっつて、金の問
題を離れて、一般民衆の関心を競技に
集めるものは水泳しかないものであり
ます。水泳だけは選手権大会というも
のを東京でやり、インター・ハイとい
うものを東京でやりまして、これで満
員の人が来ます。しかし日本で一番普
及されていまして陸上競技でさえ、選手
権大会を東京でやっつては人が見に來な
いのであります。またインター・ハイ
もそうなのであります。ということ
は、水泳以外のものは、陸上もまだ戦
前までレベルが達していないので、東
京でやるというが、東京でなんかやっ
てみて——新聞なんかを見まして、
世界で一番高いところがみんなの頭
の中にあつて、世界記録を破るという
ならば、東京で選手権大会をやるとい
うことに対する一般の関心も高まるか
もしれませんけれども、今の現状は、今
申し上げましたように、一番歴史の多
い陸上でさえ、東京でやっつてはだめな
んで、全国を持ち回つておる。そうし
ながらだんだん地方から盛り上げてい
こうというのが今の現状であります。
ここにいらつしやる唐澤さんも御存じ
でありますけれども、われわれが戦前

神宮競技大会というものをやつたので
あります。これは全然入場料をとりま
せんでした。だから入場料という頭は
全然なくてずっとやつていったのであ
りますけれども、初めの二、三年は、
あの神宮大会ができて無料でやりまし
たので、非常に関心も多し、人も
入つたのでありますけれども、その後無
料でやつておるにかかわらず神宮大会
はだんだんさびれて、地方の青年
は郷土を代表してくるのだと張り切つ
てきながら、出てきて、その競技場
にいる者は自分たちだけというように、
だんだん出てくる意欲も、また選手を
送る意欲もなくなりまして、これは何
かのチャンスに神宮大会というものを
やめなくちゃならぬか、あるいはやり
かねなくちゃならぬかというこ
なつておるときに、戦争がありまして、
これが幸いにして、そういう醜態を出
さないうちにやめざるを得なくなつた
のであります。おそろく東京で国民体
育大会をやつたら、この前の神宮大会
と同じように、結局初め一年くらいは
行くかも知れませんが、あと
は見る人もなくて、地方から出てきた
人たちが競技場で自分たちだけ競技を
やるというふうで、何の感激も持たな
くて、国へ帰るということになるの
じやないかと思ひます。そう
いう意味では、どうしても地方で持ち
回つてやつていって、地方全国からの
人たちの熱を盛り上げていく、もし
くはスポーツが甘い良薬であるなら
ば——これが道楽であつて、これがつ
まらぬというなら別でありますけれど
も、スポーツ振興というものが国のた
めにもいいというならば、少くとも現
在においては、地方持ち回りというも

のを除いては、今の国民体育大会の意
義はないと思ひます。
もう一つの皆様方と私たちの考え方
の違いは、膨大な競技場を作つてあと
は使ひものにならぬというのでは作る
方が悪い。少くとも競技場やプールを
作るものであつたらば、これが図書館
とか教室と同じように扱われる必要は
ありませんが、公園ないし皆のレクリ
エーション・センターになるくらい
の氣勢で維持費は出してやる。作りつ
ぱなしにして作つた金を返すというな
らば、これはプロ・スポーツで、スポー
ツ振興のために作るならば、それまで
ある程度の維持費というものは考へて
下さなくては無理だと思ひます。た
だ作りつぱなしにしておいて、これは
利用価値がないじやないかというので
は無理で、それが一つの教場の延長と
して、従つてある程度の維持費を入
れて見ていただくようにしていただか
ないと、後楽園のように五年間で償却し
たと同じように、国民体育大会の施設
にこれを要求することは無理だと思
ひます。そういうことで私は、今の場
合において、スポーツというものを振興
するということとは、少しもお国のた
めになるならば、どうしても地方持ち
回りをする以外には、有効な方法はな
いというふうに確信しているものであ
ります。

○吉田参考人 経費がどのくらいか
かるといふことにつきまして、これだ
けかかるといふことはその地方の事情
でいろいろございまして、きまつた
数字を申し上げることはきまつて困
難な状況でございます。しかし大体の見
当をつけるといふ意味から、昭和三十
四年度、第十四回の大会を希望し、ま
た内定しております熊本県の経費につ
きまして簡単に御説明させていただきます
ます。もちろんこれから申し上げます
数字は、熊本県から出ました数字で
ございまして、この数字はまたいよいよ
開催を決定いたします前に、あらかじ
め必要なものと削除すべきものにつ
きましてよく協議しなければならぬとい
う前提のもとでございまして。

熊本県の場合は、全総額二億七千万
円というのを計上しております。その
うち施設に要する費用が約一億八千万
円、運営費用がその残りの九千万円と
いうことになっております。そこでこ
の施設の費用の一億八千万円というも
のは、一体何に使うのだらうという内
容を見てみますと、一番大きいのは熊
本市と水俣市と山鹿市に公民館を作
つてその公民館を体育館に兼用して、保
健体育の振興と公民的な利用に供する
ということ、それが両方合算すると
七千四百万円になります。そういう費
用のほかに、さらに学校の施設として
使う費用を中身をよく見てみますと、
全体で熊本県で三十種目ばかりの競技
をやりますと約四十カ所を使ひます。
その四十カ所のうち半分の二十カ所は
学校のグラウンド、学校の体育館を使
うのであります。従ひましてそれを使
うに當つてそのまま使えるところと幾

らか補修をしなければならぬところ
もございまして。これらの費用が約五千
五百万円ほどになっております。その
ほかプールを新設する費用二千六百万
円、それから山小屋を作つたり、ボ
ートのコースとして電力のダムを使う費
用があるわけでございまして、すべて
で一億八千万円になります。このう
ち国体が来ようと思ひますと、学校の補
修をしなければならぬ五千五百万円
を別に考えますと、一億二千五百万円
という費用になって参ります。この一
億二千五百万円のうち、市の施設とし
て計画してゐる公民館、それを差し引
きますと、結局ほんとうに国体の費用
として要する金は約五千万円となつて参
ります。しかも熊本ではそれを四カ年
をもつてこれから準備していこうとい
うわけでございまして。算術でこれを
やつては無理な点がありますが、一応
の御参考までにそれを四カ年計画でや
るといたしますと、ほんとうに国体の
要する費用は一億二千五百万円、それか
らこれを一市でやるのではありません
で、県下全体の市、熊本の予定してあり
ますところは八市ございまして、それで
分担いたしますと、平均百五十万円程
度になつて参ります。もちろん今のは
施設費でございまして、これに運営費
が約八千万円か九千万円か見積つてあ
るわけでございまして。これらにつきま
しても、中味をよく県側と相談いたし
ますと、もう少し減少し得るものだと
信じているようなわけであります。

○龜山委員 ただいま吉田参考人の御
説明で一応見当はつきりましたが、この
費用の問題で、とかく国体が悪口を言
われるのは、私にははつきりしませんが
けれども、入場料が何か一千万円程度

くのであります。鎌倉のような海が横にあるところへプールを作る、何とい

うばかなことをするかという批判があるものであります。しかし、これは率直に申し上げまして、やったあとの話で

あります。国民体育大会をやりましたときに私が参りましたところが、前市長の時代にやりました、新しい市長がこれを完成したのであります。その市長がにこにこいたしておるのであります。どういふことかと申し上げます

と、これは一日に三千人も入って、まるでふる場みたいだ、一日に大体十萬円くらい売り上げがあるような日があった、こういう話であります。そういうことでございまして、これは半額は県から補助をしたものでありますけれども、残りの半額についてはあるいは相当部分自力で消化できるのではないかと、こういった感じのするほど利用されているところでありま

す。鎌倉のプールにつきましては、私どもの考え方は——これはお笑ひなるかもしれないが、水につきましては、ハワイにおきましても海浜に大きなプールがあるように聞いておるのがあります。またアメリカにおいても同様なものがあるように聞いておるのがあります。水のメッカと申しますか、そういう形において水に関する施設の整備をしたい。それからまたあの地方は御承知のように土用波がございまして、八月になりますともう泳げないの

であります。ことに子供なんか泳ぐと非常に困るのであります。遊びに来た人がプールで子供なんか泳がせる、こういうことを望んでおるのでございまして、従いまして先ほど申し上げましたように、ふる場になるほどに人

がそこに入るというような状況にあるわけでございます。以上申し上げましたような次第で、この施設について便乗というお言葉がございまして、悪い意味でなく、われわれとして本来やりたい、地方としてこれだけのものはなければいかぬのだというものを特にやつたのが、今回の神奈川県の施設費が膨大に上った理由でございまして、国民体育大会だけのためだといふふうな問題を考えますならば、はるかに小さい規模で済んだし、また済ませるべきものであった、こういうふうな考える次第でござい

ます。それからこれは御質問の中にございせんでしたけれども、先ほど来お話のございました国からの補助でございしますが、これは私も国民体育大会をやつてみまして、入場式からその後の各種の行事の進行の状況を見ますと、やはり国民体育大会というのは一つの感激がございまして、しかもそれは国民的感激である。単なるスポーツの振興というような問題以上のものがあるように思ふのであります。全国の人が集まりまして、ここで日章旗を掲げ、君が代を奉唱いたしましたやるとは、これは非常に大きな一つの意義があるのではないかと、こういうふう

に考えるのであります。その意義をここで大きく申し上げぬでも御察察いただけることと存じます。これは行幸の話でございまして、行幸のときに日本鋼管で幾らかの金を使つたという話があるのであります。そのとき日の丸の旗を作つた。日の丸の旗がたしか二十萬円とか三十萬円とか

かつたという話があります。これは全

工員に日の丸の旗を持たせたのであります。そのときに日本鋼管のある職員

の人が、これに二十萬円日本鋼管が使つたからといって、これくらい安い費用はないのだ。かねがね笑は行幸の場合には金を一切使つちやいかぬとい

う強い指示があつたわけでありまして。その際に日の丸に二十萬円かつたという話がたまたま話題になりましたと

きに、これくらいはかんべんしてくれ、これくらい安い費用はないのであつて、日本が負けましてから今日ま

で、何かほかの色の旗は振つたことはあるけれども、二萬数千の職員とその家族が、日の丸の旗を振つて全員が熱

狂したのはこれが初めてである、こういうふうな話があつたのであります。そこに二十萬円やその値打は問題にならぬといふ話がございまして、

同じような感じが国民体育大会のときに私にいたしましたことも、ここで申し上げたいと考えるのであります。さ

ような意味でございまして、これに大きな国家的意義があるといひますならば、これをひとり地方財政の問題として問題を考へたいだけのはどう

か。かりに国が問題をお取り扱ひいただきまして、国全体としてこの国民大会の価値といふものを、どの程度に御認識下さるか存じませんけれども、

五百三十萬円の値打だけではなからうと思ふのであります。これの運営に対して相当の補助を出して、文部省が主催者であるかのごとく国が費用を負担いたしますならば、これはひとり地方財政の問題として地方が勝手にやつて

○大矢委員長 それでは次に横浜市の助役田中参事。

○田中参事 昨年横浜で行われまして第十回国民体育大会の状況の御報告を申し上げたいと存じます。

昭和二十六年の秋に神奈川県において国民体育大会を誘致しようという相談が始まりました。そのときに横浜市

といたしましてはもう皆御承知の通りその当時から横浜市の財政は非常に困難でございましたので、あまり金のかかることでは横浜市は参加いたし

たいのでございまして。そこで横浜市としては二つの条件をはっきり申し上げて、この誘致運動に賛成をいたし御

協力をいたしたのでございまして。その一つの条件は、横浜市にある現存施設を誘致するために新しい施設はしない、ただ現存施設に多少の改善をする

といふことはやむを得ないけれども、新しい施設はしないといふことが第一点でございまして。この現存施設と申

しますのは何も横浜市有のものでなくてよろしい。県立の学校の施設でもよろしい。私立の学校の施設でもよろしい。会社、工場の施設でもよろしい。

とにかく横浜市内にある施設を活用するといふことで受け入れをよろうじやないかといふのが一点でございまして。それから第二点は、これはまことに口

はばいたない言ひ方であつたかもしれませんが、川崎、横須賀、平塚、小田原その他、県内の他の市がほしいと思う種別をまずおとりなさい、残つたものを横浜で引き受けましょう、何でも引き受けましょう、こういう方針をきめまして、種目の取り合いというようなことは横浜としてはやらぬといふこと

二つの条件で参加いたして御協力申し上げたのであります。その結果、開

会式及び閉会式は横浜でやる。それから陸上競技、ボクシング、体操、ラグビー、バドミントン、射撃、高等学校

野球、軟式野球という八種目を横浜市でやって、そのほかに芸術競技とい

ものをやることに相なりまして。幸い一番大きな行事でございまして開会式、閉会式及び陸上競技を行いました運動場は、昭和二十六年にすでに一通

完成をいたしておりました。第一種の公認競技場としても公認されておりましたので、これを使えば非常にたくさん

の金は要らぬで済むといふことでこれを充てたのでございまして。それから一つ金のかかりましたのは、この

開会式、閉会式をやりますには、全国から集まつた約三萬の選手、役員が

広場に集まつて、そしてその開会式場に入らなければなりません。その適

当の広場ができておりませんでした。そこで敷地は十分あります。これは広い公園の中にある陸上競技場でござい

ますから、敷地はもう買ひ必要はないので地ならしをすればよろしいのであります。その広場をどうしても作らねばならぬ。そのときにラグビー協会から、せつかく広場を作るなら、これをラグビー場として使えるようにして

いろいろな方面から非常に申し込みがありまして、それを使うのに日割をきめて協議をしてフルに使っておるといふような次第でございます。それから野球場はすでに御承知のように、ございまして、これを改修すればよろしい。それからボクシングなどは三菱造船所の体育館の中に仮設のスタンドを作つてやれば間に合う。パドミントンは、私立の鶴見の維持寺の系統で作つ

ます。それから運営費として横浜市内で使われましたものは二千四百九十万円でございますが、そのうち入場料として市が収入いたしましたものが八百八万余円、寄付金が六百二十三万円、プログラム代その他雑収入が四十五万余円、従つて市が運営費として出したものは一千万円、両方合せまして六千七百七十万円というものが昨年の国体に要した金でございます。

こういふ次第でございますから、横浜市としてはあまり新しい施設はいたしませんでした。ただラグビー場が広場を兼ねてできたというだけであり、その他施設の改善はいたしましたけれども、これは国本がなくてもどうせや

らなければならぬ程度のことを——それは少しはいいでしようが、大して新しいことをせずに、これを済ましたというような次第で、ただいま副知事から述べられましたように、この国民体育大会の閉会式を初めおなる数種目

が横浜市内において行われたということとは、市民に対して非常な喜びでありまして、その効果は一々申し上げませんけれども、非常にうれしかったということを申し上げる次第でございます。

も、さほどわれわれが考えておりませんでしたような圧迫はないと思いますが、この際新しく太田自治庁長官にこの問題をどういうようにお考えになりますか、それだけをお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○太田国務大臣　だんだんのお話を承
わりまして、体育の大切なこと、同
時に地方財政の面からして、どうして
持ち回りのこのとうという行事がやめに
なったか、こういうお話でございま
す。少し長くなるかもしれませんが、

第一に、体育に對する私の心構えを申し上げなければなりません、第二に、今亀山委員が言われたように、地方財政が窮乏しているということがこの持ち回りの競技を延ばすことと、どうい

う關係にあるかということを申し上げなければなりません、第三に、とかく誤解があるようにございますが、閣議決定の趣意、この三つに分かつて申し上げたいと思います。

小さいからだでありまして、運動もほとんどできませんけれども、この間文教委員会でも申し上げましたが、山登りはくは一年も欠かしたことがないほどでございます。富士山も十八回

登ったということを自分の自慢にしております。それだけでなく、ほんとうに国の立場から見て体育の大切なことは、とくと承知しております。第二次戦争前のドイツが、悪い世界征服の考

えを走したか。何首にとれたけを入れたか。ベルリン郊外のグリーネワルドのあのスタジアムを見、私のつたない筆で幾たび書いたことでございましょうか。また田畑さんも、また東俊郎さんのお兄さんに当たります

やっていくという事を考えまして、しかもその結果はどうであるかという、地方財政に対する根本策を立てると申しますが、国から出す金が不十分でございまして、これは社会党の方々の御批判の通りでございまして、私も不意でございまして、国家財政の現状においてがまんしておるような状況であります。かように不十分で、かような赤字の、支出においても収入においても相当ひどい面になってやっております。私自身の心がまえていたしまして、自治庁としては自治庁自体の経費が要ります。同時に地方財政にやる金、たとえば交付税というものを考えなければなりません。自治庁に対する金は、年々繰り返されることですが、あそこの人をふやすとか、あるいはこうこうしたいというふうな事業がありましたが、一文も復活要求をいたしません。各省とも本年予算に対する不足を訴えておられましたが、自治庁自体に金が出れば地方へ行く金が少くなる、わずかな金であったと申しますが、二割二分を三分にするに当りましてどれだけの配分したか、自分の部下とも言っている自治庁自体の仕事に復活要求一文もなかったというところは、私過去の予算編成にも関係した一人でございまして、私自身としても非常に苦しかったのでございまして。そこまでやらなければ地方財政はうまくいかないじゃないか、こう私は考えたわけでございまして。しかも赤字に直接関係する国体地方持ち回りの関係を考えてみますれば、徳島県において宮城県において、この体育の催しをしたあとの赤字がいかなる姿になっておるかという事は、あるいは後藤財政部長

からよくお聞きを願いたいと思いが、これは現実でございまして。何の偽りもございせん。また世間で東京都は俗に富裕県などと申しますが、私はそうとっておりません。この大都市をやっていく上におきまして、今回入場税をとるにつくましてもなかなかの御非難がありました。東京都のする仕事を考えますと、これは黒字団体ではない。日本では赤字の団体がもう八割であります。しこうして大阪、神奈川が残っておりますが、大阪は警察費がふえてきた関係で、これがこのあといつまで続くでありまして、また神奈川県におきましてはこの関係とは申しませんが、今のところわずかな金の余裕と申しますか余力しかない現状であります。これが偽らざる地方財政の現状でございまして。東京都は富裕と申しますが、富裕の状況もかくのごときものであり、決して樂觀すべきものではないと思ひます。国の財政自体と申しますか、基本は、地方財政がでなければどうにもならないのでございまして。今少しく景気がよくなった、米がとれたなどといって、健全財政はもう底をついたようなことを考える方がございまして、今のままでうつつやっておきましてならば、この借金が多い地方財政が、この赤字の多い地方財政が、どうして持ちこたえていくことができましよう。国家財政から見ても、地方財政から見ても、この際において地方財政の策に切実なる状況を、私といたしましては御了解願いたいと思ひます。

第三点に申し上げますのは閣議の問題でございまして。閣議におきまして三回この問題を出しました。それで決定いたしましたのは予算閣議でございまして。いろいろな議論がもちろん出ました。先ほどお聞きいたしましたところによれば、自治体というものは国でやる仕事をこなしていくところとございまして。サービスでございまして。この体育の問題もそうでございまして、農業の問題にしても教育の問題にしても、ほんとうにこれを事業にしていこうというところは地方自治体でございまして。従つてこの意味から私は三公社課税もねらうのです。これは閣議において三回に及びました。また増税の問題もやむを得ざるのだ。マラソン選手が走っていくあの道路、これが今までどうなつておるか考えれば、軽油税でも今日増税しなければならぬ状況でございまして。従つて閣議におきましては、かような状況を御了解になりまして、国体地方持ち回りの問題につきましては延ばすということが決定されたのでございまして。しかし、現在兵庫県がやっておりますが、相当多額の金を使つたということは皆様方も御承知のことと思つております。これをすぐやめるという事はできない。現に本年度の予算におきましてはたしか文部省所管において七百万円の金が出る事になつておると承知しております。問題は、私情で申すのはございせん。来年行われる静岡県、はつきりと申しまして私は静岡県の選出議員でございまして。同じ閣僚の石橋湛山君も静岡県の者でございまして。県のやる仕事を私どもがそんなに簡単に切れるものではございせん。むしろこのことについては県議員の方々の陳情もございまして、また同時に地方財政の当局者から反対の陳情もあるものでござい

ます。どうしたらいいかということ、石橋君も私も切に考えたのでございまして。全体今日の地方財政をやっていく上におきましては、その場を預かる私といたしまして、決して体育の重要なことを忘れるにあらず、今こころふんばらなければ——しかもいかにふんばつてもなおろくなことができないじゃないかと政治的困難を浴びせられていたしましては、この際閣議にお願いいたしたような次第でございまして。しかし文部省がどこまでもやるということに、私が反対すべき理屈は毛頭ございせん。その当時、あゝ山口県へ持つていったらという説も承りました。山口県は赤字県でございまして。しかし数億の貯金を持つております。これは中国電力からの株であつたと記憶いたしました。売れば数億の金が出るのでございまして。この話をしたときに石橋湛山君怒つていゝ、静岡県にやらないものを山口県にやるということに閣議で決定したのでないのだ、金があればという意味ではないのだ、こういうことを閣議で言われたのでございまして。私はかようなことをあけすけに何も隠さずに申します。ただし地方を強制的に申すことは閣議ではできません。昔の内務省が地方団体に對したような立場は、今日の憲法下における自治では許されないのでございまして。従つて県議會等がやろうということとを定めることはできません。しかしそのやる事柄は、われわれ交付税を取り扱つたり、地方財政の赤字を消そうという立場から見ますれば心よく思ひたいのですけれども、権能的に地方の議會がこれやろうとすることをとめる立場は今日

においてはございせん。閣議の決定はかような意味でございまして、私どもが申し上げました事柄も決して体育を輕んずるのではない、ただ地方財政を預かる私としては、すべてのものに先だつて、今この踏み切りをしななければならぬという状況でございまして。終りにもう一べん言ひます。体育を輕んずるにあらず、地方持ち回り意味なきにあらず、大いに効果があると思ひますが、同時に全国の八割以上に及ぶ地方財政の赤字の現状、一歩誤れば国の財政がまたもって悪くなるというのが私の見方でございまして。むしろ見方の違いもございまして。皆様方の御支持を仰ぎたいと思ひ次第でございまして。○勝間田委員 私、参考人の先ほどの答弁をいろいろ聞いておりました。これに閣議をしまして、太田自治庁長官に對して質問をしたいと思ひます。今太田さんからいろいろ真情を吐露されたのであります。太田さんの見解について理解ができないわけでもございせん。しかし私はもっと胸を広げて、もっと背伸びをして、日本の大きな文化政策についてもものを考える必要があると思ひます。先ほど来からお話があつたように、この問題は單なる地方財政の問題からのみものを考えるべきではないと思ひ、たとえば日本は今日までオリンピックなりその他のもの誘致運動をやつて参りました。日本の政府も大いに協力をして、これが実現のために努力をいたして参つております。しかし日本は結局財政上できないというふうなことはなかつた。

今日地方が同じような意味で国体をやるうといつたときに、地方財政の面から、もしこれを圧迫していけば、私は誘致運動の趣旨をあわせ考へてみると、そこに大きな矛盾を生ずるのであります。問題は何か。問題は日本の体育政策というものをどうとるべきか、どう評価すべきかという問題に私は帰着すると思ひます。先ほども太田自治庁長官は、これは文部省の所管であるとはつきり言われた。私をもつてすれば、これは内閣の文化政策に対する態度の問題であると思ふ。地方自治の問題はその一分派の問題にすぎない。ただ自治庁長官とすれば、地方財政の上から見て、いかなるアジャストをするかというところにむしる問題がある。その意味におきましては、今日政府の考へておる態度を考へますと、一つの大きな立場を忘れて小さな立場でものを考へられておる。早くいへば、今の太田長官の悲壯な御意見も、私をして言わしむればコップの中の争ひにすぎない。今日二百数十億の剰余金を持つておる国防費はそのままにして置いて、わずか二億や三億の国体ができないなどというやうな今日の財政とはわれわれは考へておらない。そういう点を考へてみると、これは単なるコップの中の争ひにすぎないという感じを持たざるを得ない。これを現在の地方財政が措置できないはずはないと私は思ふ。ましてや先ほどお話があつた通り、一地方財政の問題ではなくて、国民の体育の問題でもあり、文化の問題でもあることは明白であります。その見解に立つて政府の態度をきめるべきだと私は思ふ。一太田自治庁長官にすべてを押しつけて、首切りをやらなければならぬ、増税もしなければならぬ、私は庁費の増額を一銭も要求しなかつた。だから私としては二億、三億の金を出すことについては困るのだ、こゝまで追い詰めておるにすぎないのだであつて、私は国家の立場というものは確立されておらないと思ふ。従つて私ははつきり申しますけれども、太田自治庁長官が先ほど言われた通り、これは一地方財政の問題ではないということ、同時にそれは国の文化政策の大きな問題であるということ、を、再確認してもらいたいということが一つ。

それから地方自治体がこれを行うというところであります。それを、それを国家が制限することはできないというものは当然であると思ふ。またそれを太田自治庁長官が言われたのでありますから、一地方自治体が行うものを制限する理由はないけれども、しかし国はそれに協力しなければならぬ義務があると思ふ。私はその点を聞きよつてこれを行わんとする場合においては、国はできるだけの力をもつてこれに協力するほどの国家的な行事である、この点については太田自治庁長官は認めるにやぶさかでないと思ふ。私はこの点を聞いておきたいと思ひます。

そうして同時に現在すでに指定されておる地域につきましては、相当の準備も行われておるのであるから、その事実を尊重しなければならぬということも私は明らかだと思ふ。ただいたずらに太田長官が悲壯な決意だけを申されるのではなくて、もっと大きな見地に立つて、わずかに数億の問題について処置ができないなどという問題でないと思ふから、その立場に立つての太田自治庁長官の決意を一つお尋ねしたいのであります。特に地方自治体がこれを行う場合において、単に地方にまかせざるべき問題ではなくて、国家がその大きな行事に対してできるだけの支援を与えなければならぬということ、を、太田自治庁長官は考へておると思ふが、一つその点をお尋ねして、私の質問を終わります。

○太田国務大臣 だんだんのお言葉拝承いたしました。私もこの問題を単なる自治庁の立場のみから申し上げたのではございません。閣議におきましては、むしろ今のコップの中の騒ぎの問題でなく、国全体の問題として閣議にかけられたのでございます。地方財政小なりという言葉もありますが、実は規模においては国の財政よりも大きいのであります。国の一兆三百五十億円に對しまして地方全体の財政は一兆四百五十億円になっておるのでございます。決して小さいものではないのです。これは地方財政を軽くお考へになった意味ではございませうが、この点もよくお考へ願ひたいのでございます。この意味におきまして、地方財政だけからこうしたというのではなからぬ。また国家の立場から見ても、防衛費等を削るならばというやうなお言葉もちよつと出たのでございませうが、これは政治上の意見の違ひでございまして、私がここに申し上げる段ではございませぬ。私としては教育のこと、体育のことに金を出すことをいやるのではありません。ただ、勝間田さんからごらんになれば狭いとお考へになるかもしれませんが、地方財政の現状はあまりにもひどいということをつけ加えておきた

と思ふのでございませう。お言葉の点は私もよく考へたいと存じます。

○勝間田委員 一つの質問の点が長官から返事がなかつたのでございませうが、地方自治体が決議等によつてこれを行う場合において先ほどお話をいたしました。そのお話の場合に一つ重要なことは、そういう場合においても前にもまかせ切りだというやうな無責任なことではできないと思ふ。私はその考へ方一つ聞きたいのであります。

○太田国務大臣 自治庁から直接補助金が出る筋でもございませぬで、出します場合には文部省からの補助金となることは勝間田さんにもよく御了解のことと思ひます。私はその出たときに文部省の費用をどうしようという考へは持つておりませぬ。ただ自治体がお金を使つていくということだけ、また赤字がひどいということだけが私の言ひ分ではございまして、その点は私は勝間田さんの意見をよく了解しておるつもりでございませう。

○勝間田委員 私はその点をもう少しはつきりしておきたいと思ひますが、地方交付税というやうな問題がある、また自治庁とすれば県の財政をよく調べていろいろ監督する必要があると思ふ。しかしこゝでも地方自治体が自発的にこの地方持ち回りの国体をやるといった場合に、自治庁がこれを不当に抑圧していくというやうなことがあつたのでは、地方自治体としてはなかなか直接にはやれないことになる。たとえば国体をやることによつて地方自治の方で自治庁が圧迫を加えてくるということになれば、私はこれはとんでもないことだと思ふ。従つて文部省の助成金であることは明らかであるが、自治体がそこに自治体として自発的に国体を地方でやっていくというやうなことになる場合には、自治庁はこれに協力的な態度で進んでいかなければならぬことは当然だと私は思ふ。その際に、国体をやらないがら赤字を出しているようではだめだ。お前は金を貸してくれといつてゐるじやないか、こういうことではいけない。これは、せつかくの国家的ない行事が圧迫を受けるから、そのときには自治庁は協力する義務があると私は思ふのですが、この点を太田自治庁長官に聞きたいのであります。

○太田国務大臣 先ほど私は閣議決定をしてゐることはできないということをおし上げましたが、その言葉に尽きるかと思ひます。ただいま勝間田さんの言葉じりをつかまえるわけではございませぬが、監督という言葉がございしました。今監督ということは一切政府として自治体に対してできません。ただ総理大臣が技術的意味においての指導あるいは助言ができるという程度のものでございませう。従つて地方自治体が信念を持つてやる場合におきましては、私もじやまするなというやうな考へは持ちませぬ。けれども積極的な国の方から金を出すという問題になりますと、ただいま申しました赤字の地方財政の状況である。決してじやまをするというやうな意思は毛頭持つておりませぬから、さう御了解願ひたいと思ひます。

○永田委員 私は太田自治庁長官の今のお話を伺ひまして、長官が特に地方財政の赤字の解消のために熱烈たる意氣を持つておられることに對し、敬意を表するわけであります。実は私も昨

年自治庁の役人をいたしておりましたときに、この国体の地方持ち回りというところが、地方の赤字を増大する大きな原因であるという見地から、地方持ち回りを一応考え直すべきではないかという意見を持った張本人の一人であります。太田長官が今申されましたように、スポーツの重大性というものについては、われわれもその考えにおいては全く同感であります。特に戦後の社会悪の増加、青少年のヒロポン熱とかエロ雑誌とかそういうものの跳梁に對して、スポーツを盛んにしてこれを守っていくという意見、われわれは太田長官と同様の考えを持っております。ただ地方に持ち回りをしているというところが戦後においてきまっていた理由、戦前のいわゆる中央集権のやり方から地方分権へ持っていくという民主主義の基本的な考え方から、こういうようなことが行われるようになってくる、地方財政がだんだんと赤字がふえてくる、にっちもさっちも動かなくなってくる。そのために国の重要な施策であるところの義務教育でも、警察のことも、住宅の建設でもすべてこれが円滑にいかない、そういう国民の日常生活に直結する問題が、結局地方団体を通じて行わなければならないときに當って、腹を減らしてまで体操をやる必要があるか、こういう世論が起ってきておるようでありまして、私が太田長官に伺いたいことは、この地方持ち回りという点については、東京でやっているが、府県にスポーツ・センターができるというところは、まことにけっこうであります。先ほどから関係の人

が、スポーツという観点からのみ考えられて、日本中に、日本国民全部にスポーツを普及していこうという見地からいろいろと御意見を言われた。これはスポーツ関係者として当然のことだと思ふのであります。ところが今まで体育大会をやつて、その後の状況を私が見てみたのであります。たとえば大きな体育館が町の中にこしらえられる。こういう場合はその後においてかなりの利用度があるようでありまして、ところが私が見てきましたところ、名前は言いませんが、その体育館などは、町から非常に離れた山の中のようなところのべらぼうに大きな体育館を建てておる。行つてみるとガラスがこわれておつたり、クモの巣が張つておる、こういう状態でありまして、これはあるいは体育館を作るときに、土地を買収する関係がなかなかで、そういうへんびなところへ持つていったのかもしませんが、私どもはこういう状態を見たときに、ただ一度だけ国民体育大会をやつたために、何億もの金をかけて大きな体育館を作つておいて、非常に考えさせられたのであります。たとえば非常に貧乏な人が結婚式をやるときに、十二ひとえをこしらえて、一生に一度だけ着ておくとおもう全然使わない、こういう不経済なことをやる余裕は、今の日本にはないと思ふのであります。東京でやるならば、今の施設で十分間に合うだろうし、また後においても十分に活用ができるのじゃないかと私は思ふのであります。それなら東京でこの国体をやった場合にどのくらいの経費がかかるか。今もらったパンフットを見てみますと、

施設その他で六、七千万円かかるというところが書いてあります。私はそんなにかからないと思ふのです。今の明治神宮その他の施設を使つて、競技場のほかに観覧場のようなものを作る必要があるかと思ふのであります。必要があれば、これもただ初めの一回だけ作つておけば、あと来年、再来年、その後においては、この施設は一度作ればよいわけでありまして、ほとんど経費がかからないのではないかと思ふのであります。さらに地方持ち回りで大会をやつた場合に、体協の役員の出張旅費だけでもずいぶん金がかかるだろうと思ふのです。あとでこういうことかきかいてお伺いしたいと思ふ。この体育大会を東京で行うということがよいのか悪いのか、こういう点についての太田長官の考えを伺いたいということ、それからもう一つは、よい方の面でありまして、先ほど神奈川県の副知事の矢柴さん、横浜の田中さんもおっしゃいました、国体を地方で行なつたときに、国民のスポーツを通じての愛国心と申しますか、国民の気持を一致させるという点であります。私は突如兵庫県体育会長の田村亭さんからけさ手紙をもらつた。それは地方持ち回り賛成論であります。その中に私も同感であつたことは、天皇陛下が国体の各地方において行われるときにいつもお出ましになる。そして次の世代を背負つて立つ若い人々とスポーツを通じて交歓をされるということでありまして、このことは私は日本の象徴としての天皇のためにもよいことであ

るし、また日本の将来のためにもいいことだと思ふのです。君が代を歌つて——これは社会党の諸君と意見が違ふかも知れませんが、国民の団結心、こういう愛国の熱情を振起するということはおきまして、私は地方に国体を持つていくということも一つの意義があると思ふのであります。こういう二つの点、よい面もあり悪い面もあります。太田長官として、自治庁の立場としては経費の立場からだけ御判断になると思ひますが、そういう観点からは東京で開くのがよいのか悪いのかということ、それからさらに大きな日本の将来という点についての国体を地方で持ち回ることについては是非について、御所見を承わりたいと思ひます。

○太田國務大臣 第一の御質問の点については、大体閣僚の中でも、地方でやらないかといつてやめてしまふわけにはいかないという意見もありました。文部大臣から何か設備のことについてむずかしいというふうなお話も承わりました。大体の意向はやめてしまふという意向でなくて、中央で中央と申しますか、東京都は一つの地方になります。こういう意味におきまして、中央ではどうしてもやめていかなければならない、こういう考え方でございまして、

第二の問題は、将来地方持ち回りはどう考えるかということでありまして、私は地方が案になりますときまでやつてはいかぬなという考えは起しません。その日の早からんことを願ひする次第でございまして、

○中井委員 ちよつと一、二点お尋ねいたします。先ほどから参考人の皆さんからは非常にいい御意見を承わりますが、またそれに対して國務大臣からは、地方財政を原因とされまする非常に心情を吐露されたごあいさつがあつたと思ふのであります。そこで大臣にちよつとお尋ねしますが、あなたの御意見を要約いたしますと、地方大会を中止いたしましたのは、かかつて経費の面だけである、それ以外はない、こういう御趣旨のように承わつたのであります。それがよろしうございしますか。

○太田國務大臣 私の言葉が足らなかつたかと思ひますが、そういう意味じゃございせん。全体として地方の財政の窮乏ということが考え方でございます。

○中井委員 地方財政の窮乏といいますが、結局具体的には経費の面になります。そういうことにはなりはしませんか。

○太田國務大臣 むろん理詰めくさく言えば経費の面もあり収支の面もあるわけでございます。結局うまくいかなければ入ればむろんけっこうでございます。

○中井委員 収支の面だけでありまして、地方財政が改善されると明くる日にでも再開をしたいというふうなお氣持であらうかと思ふのであります。それから見ますと、実は私も先ほどから御説明を承わつて、神奈川県等におきましては数億円ですが、まことに膨大な経費をお使いになつたというのであります。また先ほど大臣からのお話にもありました、宮城県においては非常に経費を使つた。そのあと始末をやつていないというふうなことでありまして、こういう国体を開催するに要する各府県市町村の負担の計画その他

るといふことはなからうと思ひます
が、せいぜい節約してやるといふふう
な立場からでも、やはり東京でやるよ
りは地方でやった方がいいといふふう
にお考えになつておられるかどうか、そ
の辺のところをちよつと伺つておきた
いと思ひます。

○川崎(秀)委員 ちよつとその前に、
大臣に聞きたいのですが、経緯は存じ
ておるのであります。勝間田君の第二
問は私はきつめて重要な質問だと思
うのです。そこで伺いたいのですが、本
年度限り地方回りをやめるといふこと
になれば、政府は方針として来年度予
算では国体に対する補助費を出さな
い、こういうことですか。

○太田国務大臣 御質問の趣旨は、三
十一年度ですか、三十二年度ですか。

○川崎(秀)委員 要するに地方回りを
やめるわけでしょうか……

○太田国務大臣 現在予算には七百万
円が三十一年度の予算に入つており
ます。

○川崎(秀)委員 三十二年以降は、
国民体育大会というものが地方回りで
開催されるということに対して反対で
ある。従つて政府の今後の方針として
は、国民体育大会が地方で行われて
も、これに対して協力はしないといふ
ことに相なりはしませんか。

○太田国務大臣 その点について先々
のことは私は断言しかねますが、今の
赤字財政、再建費でも八年を計画して
おりまして、一年、二年でこれがすく
片づくといふふうには、私は地方財政の
面から見ると考えられませうけれど
も、よくなつた場合はどうかといふ
と、これはしごくけつこうであると思
ひ上げるとは、三十二年はむ

ずかしからうと思ひます。

○川崎(秀)委員 大へん地方財政の問
題についての確かな御説明でござい
ました。私が聞いておるのは、本年限
り地方回りをやめるといふことであ
りますから、国民体育大会の地方回
りをやめるといふことになれば、中央で
やる以外はないのであります。けれど
も、なおかつ先ほど勝間田君が言われ
るやうに地方県議会当局が、自発的に
賛議をして当局をしてやらしめる、す
なわち静岡県当局なら静岡県当局を
してやらしめる。国民体育大会の開催に
ついてこれを強制的にやめさせるとい
う意思は政府にもないし、また強権が
ないのであるからして、地方回りでや
られたが、私はお尋ねしておるのは、
地方回りにおいてこれをやめるといふこ
とになり、また体育協会もこれと協力
していわゆる今日のような共催の形で
やる場合に、そういうような方針で行
きますと、政府では費用は出さないと
いうことになりませんか。

○太田国務大臣 その通りでござい
ます。

○後藤政府委員 川崎先生のお尋ねの
七百万円というのは、たしか運営費の
やうに聞いておるのであります。従つ
て国民体育大会を地方に持ち回りにす
るとしないにかかわらず、東京でやり
ましても、やる以上は運営費は予算に
出るのでないかと思ひます。施設費
であります、その問題があります。す
れども、大体運営費でありますれば、将
来もやればやはり出るのじやないか、
かやうに考えるのであります。

○川崎(秀)委員 それはあなたの勝手
な想像だと思ひます。閣議にはそれ

までできておりませんが、たとえば明
年以降の国体に対する今後の運営方法
といふことについての決定がなけれ
ば、本年だけで地方回りをやめた、明
年以降に對する具体策が何もないの
といふことじやないと思ひます。す
れども、どうなんですか。

○太田国務大臣 お話の通りでござい
まして、中央の方においてなるべくこ
れを埋め合せていきたい、こういう考
え方でございます。

○川崎(秀)委員 それでありますと、
深い研究が足りておらぬやうなんです
ね。つまり明年東京でやることにつ
いて、これが地方回りをやめたいとい
う希望は河野農林大臣にもあり、ある
いは大蔵大臣にもあったかもしない
文部大臣は地方回りをやりたいと思
けれども、財政上自治庁長官が反対す
るからどうしてもできない、事実また
閣議の国務大臣としての立場から同調
せざるを得なかつた、こう私は想像
しておりますが、たとえば明年東京
でやるというにしても、その中心のス
タジアムである国立競技場は私どもの
熱心なる主張によりまして、本年の十
月から改装されて、メイン・スタジア
ムは明年は東京にはないといふこと
になるのであります。これはおそろしく
勘定に入れてのことと思ひけれども、そ
ういふ思慮を私になかつたのではない
かといふふうにお考えられるので、お
そらくそういうような事態に立ち至れ
ば、明年は国民体育大会は中央地方と
もに行われないうであらうといふこと
の影響を私は非常に憂慮いたしてお
るのであります。もとより将来地方財政
の回復とともに地方で相当に持ち回

をやつた方が国民体育の普及の状態か
らしてよろしい、ことに田畑君から非
常に専門的な見解がありました通り、
これらの問題については今日日協の方
方とともに私は専門的なお話を聞いて
みたいと思つておりますけれども、明
年はそういう空間ができる可能性がこ
こに一つ生じてきたのであります。こ
れは何人も私は異論はない状態に立ち
至ると思ひます、そのことの及ぼす影
響は非常に甚大であります。また中井
君も非常にいいところを指摘されまし
て、私も先ほどから傾聴しておりました。
文部省と自治庁と大学の三者に對
して国体運営に關する予算基準とい
うものが今まで示されておらなかつた
のが今まで示されておらなかつたの
で、神奈川県では八億、九億の費用を
投じてやる、それは神奈川県は力が
あつたからそれでいいでしょう、しか
しこの傾向を助長していけば、毎年毎
年もっと盛大なものをやりたいとい
ふことになつて、その影響するところは
地方財政の非常な負担に相なるわけ
でありますから、これは主管省たる文
部省が一つの基準を示していかなけれ
ばならぬのであります。私が昨年スポ
ーツ局の問題を登壇させましたのも、文
部省においてスポーツに對する構想が
非常に薄弱である、意欲がない、それ
から自治庁に對しても基本的な構想を
申し述べた機会を失つておるといふ
ところに大きな原因があつたのである
が、これらについてはいづれ次の機会
に申し述べたいと思ひますが、そうい
うやうな問題も登場させてみますと、
中井君が御指摘になつたやうにあるワ
タをきめて、そして国体の経費とい
うものを、たとえば熊本県が二億七千
円、私は二億七千万円といふものは熊

本がその通り行くかどうか知りませ
んが、二億程度において運営費並びに施
設費をまかなうといふことであるなら
ば、国体といふものは私は十分地方回
りを続けることができる。そしてこれ
だけの意義からしても、五百七十七万
円とか七百万円とかいふ補助費であつ
てはならぬ。私はやはり国体の補助費と
いふものは、政府が文部省の予算にお
いて、少くとも二分の一は持つべき
だ。そうすれば、政府が一億持ちます
れば、その残りといふものはわずかに
一億でありまして、そういうやうな
意味での今後の続け方をもう少し研究
されて、問題を最終閣議で、もし明年
度のことに對する最終決定といふもの
がないのでありますれば、お考えを願
ひたい、そういう点について御考慮を
おすわりたいと思ひますが、これは
答弁をしいて求めるわけではござい
ませんが、感想がありましたならば承
わつておきたい。

○太田国務大臣 お言葉傾聴いたしま
した。よく……

○大矢委員長 東参考人から、ちよつ
と中井君に對する答弁がありますか
ら……

○中井委員 繰り返しましうか。お
尋ねいたしましたのは、経費を大いに
各府県で節約をされまして、今あなた
方、最小限度のものでござんば願う
といふことで、やはり各府県に持ち回
られた方がいいとお考えになるか。そ
れともそういううけちな施設なら、毎年
東京でやつた方がいいといふふうにお
考えになるか、その点をちよつと伺つ
ておきたい。

○東参考人 ただいまの御質問にお答
えしますが、私たちはこの今の情勢か

から考えまして、地方を持ち回る場合に最少限度の規格でやっていきたいという気持を持ってあります。その最小限度というものを、それではどこから出すか、どの標準を出すか——実は一昨年度の国体委員会が国民体育大会基準案を作りまして、その際に最小限度の施設というものを、各競技団体とも相談して出しております。その構想は大体参加人員一万人ないし二万人というところで考えております。それを最小基準としておりますが、その最小基準を昨年も一昨年も非常に上回った施設ができておる事実がございます。もしもこの最小基準でやれるならば、国民体育大会の地方持ち回りは先ほど来るのと申しましたような意味で達成できる。それ以上は切り詰めるということにつきましては、開催期日、期間を今大体五日にしてありますが、これを一日減らすかしなければ、一日に午前中だけで終ってしまうというような競技ができてくる。この点は内容と関連いたしますので、十分研究してみなくちゃならぬと思いますが、私たち競技団体側といたしましては、とにかくその許される範囲、現在きめましたその最低基準よりもさらに下回っても、内容的に検討いたしまして、国民体育大会にふさわしい、全国の大会にふさわしい競技会ができるならば、さらに切り詰めてもいいのではないかと、その施設だけではなくて、それに付随する、いろいろな今日まで割合に放漫に考えておった費用でずいぶん節減できるものがある。先ほどどなたか指摘されましたような、東京から行く役員の費用なんというものはどうか。われわれは先般も各競技団体全部責任者が集まり

まして、国民体育大会地方持ち回りのために、費用が地方に非常に膨大になるというところであるならば、自分たちは手弁当でもやる。地方の、自治庁の面には御迷惑をかけない、そこまででもやりたい、こういうふうな気持ちでおりますので、施設につきましては国民体育大会の規模というものを考えまして、現在その最低基準まで切り下げていく考えでございます。もともと基準を下げることも、競技の種類によつてはできるというふうな存じます。また一つは地方におきまして現在ない、非常に金をかけて新しく作らねばならないような競技、たとえばボートのようなもの、あるいは山岳部、こういうふうなもの、あるいは山岳部、こういうふうなものにつきましては、その将来性を考えまして、その県がやる場合には、それはやらなくてもいい、こういうふうな申し合せもいたしております。そういうふうなことで、できるだけ切り下げて、地方持ち回りをやはり私たちはやっていきたい、その理由は先ほど申しましたようなふうで、東京でやるよりも、地方へ持ち回った方が、私たちが考えておる国民体育大会は意義が深いのではないかと、こういうふうな思っております。

○大矢委員長 ちよっと、大臣に、鈴木君。
○鈴木(直)委員 もちろん私の質問は個人的な質問であります。またわれわれの党の地方行政部会においても、国体の持ち回りとは地方財政の問題は検討いたしております。でありますから、これは個人的な質問ですが、一国民として考えれば、国体の持ち回りというところが非常に意義あることである、やめる必要はない、こう考えておる一人なんでありまして。そこで閣議で突如としてそういうことが言い出され、きめられたということがあります。が、それは閣議だけで各大臣の御意見できめられたことであるか、あるいは各省において積み上げられた見解として、閣議でそれがきまったのであるかどうかという点が一つ。もう一つは、その決定というものは法的にどんな意味を持つのであるか。先ほどのお話によれば、これは何も地方団体に対する何らの権限もあるものじゃないというところでありまして、先ほど川崎さんからもお話がありましたところの閣議決定というものの意味でありまして、それは要するにそういう決定をした限りにおいては、政府側としては、将来地方持ち回りのための国費は出さなない、あるいは地方財政に対して地方交付税その他の措置はしない、こういう意味をなすものであるか。もしそうであるとするならば、来年度からのものを今きめるということは少し早いようである、おそらく今回のいろいろな財政措置の経過を通じて、大臣としてはそういう態度を持たなければ、先ほど申しました数項目に対しての決定をしにくいという立場から申されておるのであるかとも思いますが、要するに閣議を決定せられまして、もうわれわれは重大な問題だとは考えておらないのですが、どういう効果をなすものであるか、その二点についてお伺いしたい。

○木田国務大臣 第二の点は後藤部長から申し上げますが、第一の、閣議で決定した意味と申しますが、先ほど申し上げました通り、予算閣議決定でございまして。そのときに予算編成方針を定めました。その予算編成方針の、本年のこの内閣としての考え方は、地方財政の再建を中心としというのが、今年の予算編成問題の重点でございまして。しこうしてそれと並びまして、赤字の出ないようになり、この二つが今年の国家の予算編成方針の中心になって、地方財政再建を中心として、文句は少し違いますが、中心としてという字が正確に入っているの、この問題は、大となく小となく非常に重きを置いて考えたというのを御了承願いたいと存じ上げます。従って閣議できめたことはどうか、法律上の問題は、もちろんございませぬ。政治上の問題だけでございませぬ。

○鈴木(直)委員 下から積み上げられたものか。
○木田国務大臣 積み上げられたものといっていると思ひます。三回にわたって閣議にかけました。各相みんなそこにおりますから、さよう御了承願いたいと思ひます。今年の編成方針は、実は従来にならぬ例でございまして、第二段のところでございまして、一番長くそれが書いてございまして、だからこれを攻撃なさる方も、それだけやっただけにこれかと、こういうような御質問も出てくるわけでございます。閣議の状況は、川崎さんよく御承知と思いますが、その通りでございます。何の隠すところもございませぬ。

○加賀田委員 大臣にお尋ねいたしますが、今までの説明の中で、もちろん閣議決定されたけれども、法的には何ら効力はない。いわゆる自治体あるいは協会の協力に基いて、政府の閣議決定に努力してもらうという程度だと思ひます。しかし、もう一つお尋ねいたしたいのは、そういう状態の中で、今年の臨時国会で決定されました地方財政再建促進特別措置法に基いて、再建団体になろうとして、今後七、八年間は八年間の財政計画を立てる、議会の決議の文書を出す、この二つを提示しております。そこで、もしそういう財政再建案の財政計画の中で、こういう国体の開催予定地で経費の財源が含まれていたとするならば、長官としてはそれに再建団体としての許可を与えない方針なのかどうか。もう一つ、途中で、財政計画に基いた計画以外の支出をした場合には、長官はその停止を命令することができ、あるいはそれで開かなかつたら、利子補給は停止する、こういう罰則がついてるわけですが、いわゆる再建計画に国体の費用が載っていないで、途中でこういう計画を載せるような場合には、そういうような罰則措置を適用する腹を持ってるのであります。これは重大な問題で、法的には拘束しなくても、地方団体の実質的な今後の運営を拘束する懸念があると思ひます。その点を明確にしてみたいと思ひます。これは表を見ますと、三十二年度は静岡、三十三年度は富山と計画を立てておりますが、これは果だけではないで、県下の市町村にも経費の持ち出しがあるわけですから、赤字団体に對して大きな影響があると思ひます。この際、その点に對して大臣からお答えをいただきたい。

○木田国務大臣 第一の問題でござい

ますが、予算で閣議でできたことが、法律上の意味がないと私は申しましたが、法律とおそらく同等に考えらるべき予算という意味におきましては、すでに予算案が出ているのでございますから、予算と法律の関係から見ても、また予算案に書いてある理由から言っても、その意味の効果があらうことは、非常に重大なものと思えます。また私もとしては、責任を負わなければならぬと思えます。それから再建団体等のなした場合の問題は、もちろん全体として考えなければならぬ問題で、変にえこじでこの問題を処理しようとは、私は思っておりません。

ただあの再建法の中にも、寄付にまで制限をしております。赤字になった団体は、寄付する場合においても制限しておる、これを出す場合には、自治庁長官の許可というようにことまで出ておりますから、そういう意味で考えるので、全体としてこれを処理しなければならぬと思えます。変なえこじな考えは持っておりません。こまかい手続のことがございますから……

○後藤政府委員 再建整備団体との関連において、二つの問題があると思えます。一つは、団体ではつきり再建整備をやるということを考へておる団体、たとえば先ほどお話がありました熊本県あたりは、考へておる団体であります。昨年まで赤字が六億ありまして、本年まで二億くらいはふえるのじゃないか、八億くらいになるのではありません。そういう団体が再建計画を立てます場合に、二億とか三億とかいう金を入れるか入れないかという問題があります。一体これは何に財源を求めていくかという問題とも関連があるか

と思えます。しかしわれわれは技術的な助言をする場合には、やはり団体をやるべきではないかという意見を申し述べざるを得ないと思っております。

それから途中でもっと赤字団体になった場合に、同じような問題があると思えます。再建団体になりますれば、やはり財政的な助言ということになりますと、財源をどこに求めたか、その特殊な特定財源がない限りは、一般財源でやる限りにおいては、たとえば整理をするとか何とかということになり、どちらをとるかということになりますれば、やはり中止すべきではないか、こういうふうな財政的な助言を与えざるを得ないと思っております。

○加賀田委員 そういたしますと、私の懸念したように、再建団体になろうとする地方公共団体は、政府に赤字債を求める場合には、そういう実質的な拘束があるのであつて、閣議で決定されただけで、あとは法的な拘束はないのだという逃げ方は、これは少し甘くわれわれに考えさうとする一つの手段だと思えます。実際問題として、自治庁長官のそういう拘束力が再建をしようとする団体に対して実際に加わってくる、こういうおそれがあるのではないかと。その点どうですか。

○後藤政府委員 法律的效果は私はないと思っておりますが、結局問題は何に財源を求めるかという問題にかかってくると思えます。それに見合う特定財源を作っていくのであれば、別にこれを押さえる必要はないと思えます。

○中井委員 最後に体協の方にちょっとお伺いしたいのですが、こういうふう

うに地方財政が非常に赤字だということで、その犠牲になつて、地方回りが廃止になつておるのは、私まことに不本意なのであります。そういう救済方法といひましようか、そういう面で私は先ほどお尋ねをいたしました、非常に経費を節約してでもやるおつもりがあるかと伺つたところが、それをやるつもりだということも返答でございましたが、第二の質問をいたしました申し上げたいことは、非常に貧弱な府県で、しかもそういうものを大いに誘致をして、県民の要望に沿いたいという府県も多かるうと思ひます。たしか一回くらしいあつたのじゃないかと思ひます

が、一つの府県だけでなくして、二、三の府県が合同を以て一つやろうじゃないか。先ほどブロックの話がございました。それに関連があるわけでありますが、たとえば島根県と鳥取県、これはおのおの人口百万以内であります、まことに貧弱な県であります

が、一つ山陰地方に持つてきてもらおうじゃないか、あるいは和歌山県と奈良県、そういうふうな考え方も私は起つてこようと思ひのであります。そういう点についてこれまでそういう交渉がありましたか、そういうお話があれば体協は喜んでお受けになるだろうと思ひますが、ちよつと伺つておきたいと思ひます。

○東参考人 国民体育大会は第一回を近畿でやりましたが、これは京都と大阪と兵庫に分散していたしました。これは第一回で、全然こちらの方としても組織ができておりませんで、やれるところでやつていただいたわけであり

ます。たまたま第二回は石川県が自分の県一つでやるというお申し出があり

まして、石川県でやりまして、それから結局やりたいたいののが、県単位でみな候補者が出ましたから、県単位でやつて参りました。たまたま東北地方でやりまして、宮城県と福島県が非常にやりたいたいのことで、私たちもどちらともきめかねたような次第でございます。そのときに、東北ブロックでやればいいじゃないか、そのうちで現在やりたいたいの宮城と福島と山形、この三県でやろうということになりまして、こちらほううまくいくなら

けつこうだということでもやりました。それと同じ例がその次の四国四県でありました。これをやつて参りましたところが、非常に膨大になつて参るのでございします。私たちが見ましても、予算的にも、また施設の面も膨大になつておる。また県と県の連絡調整というものも非常にむずかしいございまして、それよりもやはり国体を永続させるためには、日本としてはおのずから規模がある、それはやはり一県でできる範囲じゃないか、こういうことで、先ほど申しましたような最低基準も作り、一県でできる範囲とすれば大体一万人程度、県にもいろいろありますから、一万二千人ぐらゐまでの参加人員でやればこなせるのじゃないかということ、あまり膨大になるのを憂へまして、一県ということにまたしほつたわけなのであります。やつて参りましたところが、最近こういうふうな財政上の問題もありませんし、また今度中国の岡山県が十六回をやりたいたいのことを言つておられますが、山口県と両方どちらとも譲られぬ。こういうふうなことを私たち考えますと、両方半分ずつやつてもらへば一番いいのじや

ないか、こういう気持ちもまた起つてくるのであります。少くともこれは將來の問題でございまして、地方持ち回りのことになれば、当然そういうことを考えなければならぬと思つております。少くとも隣県あるいはその主催の県に近く近いところで、競技場を持つておるところが、協賛するとか、あるいは協力するという形で、一部分費用を分け合うというふうにする方が、あるいは県の負担も少いのじゃないか、やりやすいのじやないかという意見も出ておりますので、私どもも十分そういう点も考へていきたいと思つております。

○川崎(秀)委員 大臣がおられませんが、少し専門的なお話を聞いてみて、大体の衆議院としての考え方が超党派的に出るような方向に進めたいと思ひのであります。第一に体協並びに体協の責任者にお伺ひしたいのは、現在のところ三十二年度に静岡がやるという場合に、体協では、これに協力をして政府の援助がなくてもやるという考へは今日ありますか。

○東参考人 体協であります。国体に關しましては、四十六都道府県の代表者と競技団体の代表者の国体委員会がすべて事をきめるのであります。先般その総会におきまして、国民体育大会の地方持ち回りをできるだけこの際円満な形で政府の方との話し合いも十分つて、実行してもらいたい、そのために常任員はせつかく奮勵努力せよというふうなことを申し渡されたわけでございます。私どももいたしましては、そういうふうな事態になつた場合に、政府の方の考へを無視して、

回りということに対しては、この程度において転換すべき時期が来ておったと思う。たまたま地方財政の深刻な問題からこの問題が進展してきたのであって、この点について相当な考慮を加えてしかるべきではないかと思ふ。

それからもう一つ、私の意見も申し上げて御見解を伺いたいのは、このようにスポーツ行事というものが多くなつてくると、国家的な行事あるいは国家的な行事というものが錯綜し、国民としては本年は何が中心であるかというところを、やはり気持の上において持つことの方がいいのじゃないか。オリンピック大会もあれば一方国内における団体もあるというふうなことは、スポーツに対する集中度というものも、国民の側においてもスポーツマンの側においても欠けるところがあるのじゃないか。私の考え方であり、こういふことは考えられないか。たとえば本年はオリンピック大会があり、また国民体育大会もあるけれども、これは決定したことだから、両方とも遂行されるわけであり、ことに一方は国際的大会であるから変更することはできない。明後年度以降、すなわち三十三年度以降のことを考えてみると、三十三年度にはアジア大会というのがある。これはアジアの若人が集まつて行う非常に大きなアジア民族の祭典である。その年に団体を一方においてまた行うということとは、それは意味は違ふけれども、国民にとつて非常に錯綜した感じを与えるのではなからうかというところから、やはりこれについてはスポーツの大きな行政の意味においての一つの規制が

必要だというふうに見えるのであります。従つてアジア大会のあつた年には開催しない。オリンピック大会のあつた年には開催しない。すなわち隔年開催にして、そのうちの一年を東京でやるとすれば、四年に一ぺんしか地方に回らないということになります。この点を十分勘案されて進められることが、民族感情にも合ひ、経済のバランスもとれ、また地方に与える影響も相当調整されていくのではないかと、この点について最終的に御意見を伺ひ、私の質問を終らうと思ふ。

○東参事人 ただいまの川崎さんの御意見まことにごもつともなご意見です。私たち国民体育大会をやっておりますけれども、私たちも無理にやらされてやっておりますのでありますから、本職は別にあるのでございまして、ない方が便利であります。国民体育大会をやつて、今日までいろいろな形になつて参つたにつきましては十分反省もし、どういふふうにするかということの国民体育大会であるかということを考えております。ただいま申されました東京都でやる、あるいは二年おきに東京都でやるというふうなことにつきましても、私たちは十分謙虚な気持ちでこの御意見を受け入れて反省し、考えていきたいと思ひます。どうしたならば地方財政に負担をかけないか、どうしたならば国民体育大会がほんとうの国民体育大会の意義を発揮できるかということを基準にいたしまして、どこでやるかということもきめていきたい。またその規模も構想も考えていきたい。とにかく十回を重ねました今日、一応白紙に帰つて十分検討すると

いうことは私たちも十分認識し、考えております。そうしなければ将来育たない、こういうふうにも思つておりますので、そういうふうによつていききたいと思ひます。

○永田委員 今川崎スポーツ大臣から非常にうんちくのあるところを伺ひまして感銘を受けたのでありますが、東さんが謙虚な気持ちで白紙に帰つて考えられるという御意見、これもまことにけっこうであります。ただ私は一つ率直に申し上げてみたいのであります。この休協の方々、国体を地方に持ち回りたいというところを強く主張されておつた理由であります。これが表面はとにかく日本の全国に日本人全体のスポーツ熱を盛んにして地位も向上する。これはまことにけっこうであります。ただ巷間伝えられるところによりますと、団体から上つてくる入場料の問題です。体育協会の維持費、経常費といふものが今まで昭和二十二年までですか、国から補助をされておつた。ところが新しい憲法によつて、こういう体育団体に対して国が補助するといふことを禁止されたために、この体育協会の経費が出どころがなくなつた。その経費を捻出する一番大きな根拠として団体を地方に持つて回ると、入場料のピンハネといふ言葉が悪いですが、それによつて、東京で体育大会をやつた場合には、東京の人びとは目も肥えておるから入場者が少ない。そうすれば入場料も上らない、地方でやれば相当多額の入場料があるために体育大会の経費もそこから生まれてくる、こういう隠れた一つの理由があつて、団体を地方に持ち回つた方がいいといふことを主張されておるのではないかと、この御意見があるのではありませんか。これを私は申し上げるわけであり、これに基づいて休協の経費と申しますか、一年間の経常費がどのくらいかかるものか、人件費が幾らくらいか、事務費が幾らくらいか、事業費がどのくらいか、その中で団体の入場料から上つてくる分が何パーセントくらいそれをまかなつておるか、こういうような点について伺ひたいと思ひます。

○吉田参事人 国体をやつて地方から入場料の上りをとつて、それで維持していきいたために地方へ回しておるんじゃないか、こういうことが伝えられておるというお話でございます。結果的にはそうなるのでございしますが、そういうふうになつたというところにつきましては、決してそれを目標にしたといふことにはならないのでございします。こゝに言ひますと、大へん逃げ言葉のようになりますけれども、先ほど私から申しましたように、国が補助していたのを補助できない、従つて団体にそれを補助するから、こういうお話が行われることになつたのでございします。

それで、休協が一年間の経常費としてどのくらい使うか内容を知らせろといふことでございしますが、詳しい予算案を手元に持つておりませんが、大へん失礼でございしますが、全体の経費といたしまして、一年間一千三百万円でございます。そのうち人件費が約四百万円くらいでございします。あとは国体そのものを開催するために、やはり本部といたしまして、そのほかに人を入れたり、あるいは会議を催したり、そういうような費用が約二百五十万円ほどでございします。そのほか会そのものを運営していきまするために、御承知のように会館もございしますし、給仕も小使もいるわけでありまして、給仕も、そういうもののために全体で一千三百万円ほどでございします。

加盟団体から加盟費として収入を得ておるものが、約三十万円くらいでございします。これは三十三年度の加盟団体が提出しておる金でございします。それから地方支部、つまり沖繩がやはり体育協会として加盟しております。四十七七ございします。その経費が一県五千円でございます。これが二十三万幾らかになります。結局お話のうちに、それでは一千三百万円のうちのほとんど一千万円近い分は団体じゃないかといふことになりまして、事実内容はさうでございします。繰り返して申しますが、これを地方で開催したいためという動機が、先ほど申しましたような次第になつておりますことを御了解願ひたいと思ひます。

○田畑参事人 今の入場料をとるといふことに関連して、今のアマチュア団体といふものは政府からの援助もありませんし、大きな寄付もありません。で、すべての団体が入場料で、協会の運営費や選手の手当等をまかなつておるわけでありまして。たとえば水泳であります。と、この冬のオリンピックのために、六十何人かの選手をこの正月に十日間合宿させ、この四月には女と男を合せて約百人の選手を合宿させてオリンピックのために備えます。これは

ども、その全部の費用が選手権大会の入場料であります。それ以外に一銭もほかから寄付されてはおりません。だから日本における競技団体というものは、入場料によってまかなって行く以外に方法がないのでありますから、根本的に、国民体育大会の入場料で体協が運営されているという事は当然だと思ひます。ところが前には一番重要な四十万円、今にして三百倍、およそ一億二千万円くらいの補助金があつて、そのうちのほぼ半分くらいを国体で使つてやつてきたのですが、その後政府の援助がどんどん少なくなつてしまつて、国体をやる費用よりも少い額になつてしまつた。それで今体育協会は方々から金をとつておるといふ印象を与えておるが、これは非常にまずいと思う。

そこで、ここで私たちの今後の考え方を申し上げますと、今の岸体育館は、岸氏がなくなるときに百万円寄付されまして、あの体育館ができた。この敷地が約三千坪、これを三十万円で買った。これは今明治大学、中央大学、日本大学等買ひ手があるから、これを手離せば三億四千万円で買ひ手がある。これを銀行などに運営させれば、二億四千万なら一年に割の利子としても三千万円ということをやつていける。そうして体協を改めてそういう非難を受けないようにしていききたい、入場料だけでまかなうということではなく、今後はそういうようにしたいと思ひます。

もう一つ今の川崎さんのお話ですが、これは確かに国民体育大会を東京でやるということにするよりは、これを日本オリンピック大会にしなければいけないと思ふ。国民体育大会の一番いいあり方は、私の私見から申しますと、川崎さんの言うように年に一べん、あるいは四年に一べん日本オリンピックを東京でやる。その間、こつちの小学校の校庭、あつちのグラウンドというやうなところでかつてこども何でも全部やるんだというのが、ほんとうの国民体育大会のあり方だと思ふのです。それを今の場合のように地方持ち回りをやつてみることも全部のいい選手を集めてやろうということとはなかなかむずかしいのです。結局小学校の先生や何かが幾らやつてみたところで、世界のレコードは十秒三三だ、なんだあいつは十三秒で走つてゐるじゃないかといううんでは、入場料を払つてまであれも関心を持たない。こういうやうに現実と理想との開きがあると思ふのであります。一番いいのは日本オリンピックにしてしまつて、その週間だけ日本中で鎮守の森の広場でも何でもやるということになれば一番いい姿だと思ふのであります。

○吉田参事 先ほどの吉田さんの御説明ですと、体協の一年の費用が千三百万円、そのうち加盟している競技団体の方から三十万くらい、それから地方支部四十七団体からも二十万くらいで計五十万くらいしか入つてこない。千三百万円の体協の経費の中に入つてくるものは五十万ばかりだということになりますと、差引千二百五十万円というものは、国体の入場料から入つてきた経費でまかなつてゐるということですね。

○吉田参事 其のほかにもちろん寄付金でありますとか預金の基本財産の利子だとか、そういうのがございまして、そうして九百万円から一千万円の入場料があればそれで成り立つていくということになっております。

○永田委員 そうするともしも地方でやらずに東京で開催をした場合に、東京の人の目が肥えておつてほとんど入場者がない、入場料を払う者がないということになつてきますと、体協は経費も出てこないということになるわけですね。

○吉田参事 結果的にそういうことになります。従つて東京で開催する場合は、これを体協自体が入場料でその開催を実施するという事は不可能であります。

○永田委員 そこが非常に大切なところだと思ふのです。それで私は地方の赤字解消という問題と合せてこれはよく考へてみなければいけないと思ひます。先ほど川崎スポーツ大臣がおつしやつたやうに、このやり方を東京でやるということとは、これは地方の赤字解消の問題とは非常に重大な関係があるのですが、東京でやる場合に、今川崎さん提案されましたが、非常に人気のある水泳の競技であるとか六大学の野球をあわせて行ふ、そういう工夫を何かやつて入場者が相当あるやうな方法を考へていく、これが今後のやり方としては一番いい方法ではないかと思ひます。今田畑さんもおつしやいましたが、東京オリンピックですか、そういうやうな構想にこれから持つていく方が、私は地方財政の赤字問題と同時にこれを一挙に解決する問題じゃないかと思ひます。私の私見をちょっと申し上げておきます。

○田畑参事 それをやりますと結局体協の維持費は出るわけです。各参加団体、競技団体そのものは全然動きがとれなくなつてしまふ。今水泳とか陸上とかいうものは、競技団体の選手権大会の入場料でやつていくわけなので、二十八か何かの競技団体がありまして、それが集まつて日本体育協会というものを作つておる。日本体育協会がやるものはオリンピックとアジア大会と国民大会だけでありまして、各競技団体に要する費用が今申し上げたやうに一切で千二、三百万円であつたと思ふのです。ところが各競技団体というものは、これも全然収入の道はないわけなのです。選手権大会だけで一年をまかなつていく、選手協金をやつてゐるわけですが、それを一本にしてしまつて、水泳も陸上もラグビーもバスケットも全部選手権大会に集めてしまふということになると、おそろく千万円から二千万円程度のものが入ると思ふのです。体育協会はやつていくものです。その母体の競技団体というものは全然収入のないところなので、だから今お願いというのは、松村前文部大臣が、何とか単独法を作つて、昔みたいに体育だけにできるやうなことを考へようということをやつてくれたのですが、これはおやめにになりました。実際は文部省でも考へてゐるのじゃないかと思ひますけれども、そういう問題が解決しない限りにおいては、なかなかその点はむずかしいと思ひます。東京でやる場合においては、入場料が千万ないし二千万あるとしましても、それで運営するとしたら、おそらくそれではやつていけない。国民大会自体をやつていく運営費が入場料とほとんどにあれば、一ぱいじゃないかと思ひます。それから千万円余るにしまして、これは体協の運営だけであつて、各競技団体は全然金がないということになつてしまふ。結局、前の松村さんが考へていられたやうに国庫補助をしてもらふか、そうでなければあそこを売つてしまつてやつていく道しかない、その両方を真剣に考へております。

○大矢委員長 それでは本日はこの程度にいたします。

参考人の皆さんにごあいさつを申し上げます。本日はきわめて長時間にわたつていろいろ実情をお述べいただきまして、委員が参考になつたことと思ひます。ありがとうございました。本日はこれをもって散会いたします。なお次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後四時五十五分散会

〔参照〕
奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕